



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年3月31日木曜日 第2254号外1

◇ 目 次 ◇ 規 則

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則..... 1

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則及び愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則の一部を改正する規則..... 5

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則.....26

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則.....29

と畜場法施行細則の一部を改正する規則.....31

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則.....34

農業倉庫業法施行細則.....50

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則.....52

愛媛県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則.....55

告 示

愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱の一部改正.....56

愛媛県産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度要綱の廃止.....56

地方卸売市場の開設の許可.....56

卸売業務の許可.....56

愛媛県収入証紙をもつて納付すべき使用料及び手数料の範囲の一部改正.....57

教育委員会規則

愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則.....57

教育委員会告示

愛媛県指定史跡の指定.....61

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....61

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則...63

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則.....64

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則.....66

県議会告示

愛媛県議会議員章はい用規程の一部改正.....70

規 則

○愛媛県規則第9号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月31日

愛媛県知事 中村時広

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成14年愛媛県規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（区域内の市町の執行機関等への本人確認情報の提供方法）</p> <p>第6条 条例第3条の保存期間に係る本人確認情報の区域内の市町の執行機関への提供方法及び条例第6条の保存期間に係る本人確認情報の知事以外の執行機関への提供方法は、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年6月総務省告示第334号）に定めるところにより、電気通信回線を通じて電子計算機に送信する方法とする。</p> <p>（区域内の市町の執行機関に本人確認情報を提供する事務）</p> <p>第7条 条例別表第1に掲げる事務であって規則で定めるものは、別表第1に掲げるとおりとする。</p> <p>（本人確認情報を利用することができる事務）</p> <p>第8条 条例別表第2の各項に掲げる事務であって規則で定めるものは、別表第2に掲げるとおりとする。</p> <p>（知事以外の執行機関に本人確認情報を提供する事務）</p> <p>第9条 条例別表第3に掲げる事務であって規則で定めるものは、別表第3に掲げるとおりとする。</p>	<p>（知事以外の執行機関 _____ への本人確認情報の提供方法）</p> <p>第6条 条例第4条 _____ の保存期間に係る本人確認情報の知事以外の執行機関への提供方法は、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年6月総務省告示第334号）に定めるところにより、電気通信回線を通じて電子計算機に送信する方法とする。</p> <p>（本人確認情報を利用することができる事務）</p> <p>第7条 条例別表第1の各項に掲げる事務であって規則で定めるものは、別表第1に掲げるとおりとする。</p> <p>（ _____ 本人確認情報を提供する事務）</p> <p>第8条 条例別表第2に掲げる事務であって規則で定めるものは、別表第2に掲げるとおりとする。</p>

附 則 省 略

別表第 1 (第 7 条関係)

条例別表第 1
市町長の項の
規則で定める
事務

(1) 地方税法(昭和25年法律第226号)及び市町の条例による市町税(個人の市町村民税と併せて賦課徴収する個人の県民税を含む。以下同じ。)の賦課徴収(当該市町税に係る督促手数料並びに延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費(以下「延滞金等」という。)の徴収を含む。以下この表において同じ。)に係る次に掲げる者(当該者が法人(当該法人が合併した場合は合併後存続する法人又は合併により設立した法人を、当該法人が分割(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第12号の10に規定する分社型分割を除く。)をした場合は事業を承継した法人を含む。以下同じ。)である場合にあってはその商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項の欄に記載のある者とし、当該者が法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下「人格のない社団等」という。)である場合にあっては当該代表者又は管理人とする。)の生存の事実又は氏名、出生の年月日若しくは住所の確認

ア 納税者、特別徴収義務者若しくは納税義務者又はこれらの納税管理人、第二次納税義務者、保証人その他の納税義務があると認められる者(以下「納税者等」という。)

イ 納税者等の相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。)

ウ 納税者等が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者

エ 納税者等が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となっているものの権利者

オ 納税者等の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

カ 納税者等に対し債権若しくは債務があり、又は納税者等から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

キ 納税者又は特別徴収義務者の財産を所持すると認めるに足りる相当の理由がある当該納税者又は特別徴収義務者の親族その他の特殊関係者

ク 第三債務者又はこれに準ずる者

ケ アからクまでに掲げる者のほか、地方税法の規定による徴税吏員の市町税の賦課徴収に関する調査の必要があると認め

附 則 省 略

られる者

(2) 地方税法及び市町の条例による市町税並びに当該市町税に係る督促手数料及び延滞金等に係る過誤納金若しくは還付金の還付を受けるべき者若しくはその相続人又はこれらの者から書面をもって当該過誤納金若しくは還付金の受領の委任を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

別表第 2 (第 8 条関係)

1 条例別表
第 2 1 の
項の規則で
定める事務

(1) 地方税法及び愛媛県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)による県税(地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号。以下「暫定措置法」という。)により法人の事業税と併せて賦課徴収する地方法人特別税を含む。以下同じ。)の賦課徴収(当該県税に係る延滞金等並びに地方税法第48条第1項から第3項までの規定による徴収に係る個人の市町村民税並びに当該個人の市町村民税に係る督促手数料及び延滞金等の徴収を含む。以下この項において同じ。)に係る次に掲げる者(当該者が法人である場合にあってはその商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項の欄に記載のある者とし、当該者が人格のない社団等である場合にあっては当該代表者又は管理人とする。)の生存の事実又は氏名、出生の年月日若しくは住所の確認
ア 納税者等
イ 納税者等の相続人
ウ 納税者等が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者
エ 納税者等が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となっているものの権利者
オ 納税者等の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
カ 納税者等に対し債権若しくは債務があり、又は納税者等から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
キ 納税者又は特別徴収義務者の財産を所持すると認めるに足りる相当の理由がある当該納税者又は特別徴収義務者の親族その他の特殊関係者
ク 第三債務者又はこれに準ずる者
ケ アからクまでに掲げる者のほか、地方税法の規定による徴税吏員の県税の賦課徴収に関する調査の必要があると認められる者
(2) 地方税法及び愛媛県税賦課徴収条例に

別表第 1 (第 7 条関係)

--	--

	<p>よる県税並びに当該県税に係る延滞金等に係る過誤納金若しくは還付金の還付を受けるべき者若しくはその相続人又はこれらの者から書面をもって当該過誤納金若しくは還付金の受領の委任を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p> <p>(3) 地方税法第73条の14第4項又は第73条の24第4項の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答</p>		
<p>2 条例別表 第2 2の 項の規則で 定める事務</p>	<p>(1) 地方税法及び愛媛県資源循環促進税条例（平成18年愛媛県条例第52号）による資源循環促進税の賦課徴収（当該資源循環促進税に係る延滞金等の徴収を含む。以下この項において同じ。）に係る次に掲げる者（当該者が法人である場合にあつては、その商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項の欄に記載のある者）の生存の事実又は氏名、出生の年月日若しくは住所の確認</p> <p>ア 納税者等</p> <p>イ 納税者等の相続人</p> <p>ウ 納税者等が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者</p> <p>エ 納税者等が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となっているものの権利者</p> <p>オ 納税者等の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者</p> <p>カ 納税者等に対し債権若しくは債務があり、又は納税者等から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>キ 納税者又は特別徴収義務者の財産を所持すると認めるに足りる相当の理由がある当該納税者又は特別徴収義務者の親族その他の特殊関係者</p> <p>ク 第三債務者又はこれに準ずる者</p> <p>ケ アからクまでに掲げる者のほか、地方税法の規定による徴税吏員の資源循環促進税の賦課徴収に関する調査の必要があると認められる者</p> <p>(2) 地方税法及び愛媛県資源循環促進税条例による資源循環促進税並びに当該資源循環促進税に係る延滞金等に係る過誤納金若しくは還付金の還付を受けるべき者若しくはその相続人又はこれらの者から書面をもって当該過誤納金若しくは還付金の受領の委任を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p>		

3 条例別表 第 2 3 の 項の規則で 定める事務	省略
4 条例別表 第 2 4 の 項の規則で 定める事務	省略
5 条例別表 第 2 5 の 項の規則で 定める事務	省略
6 条例別表 第 2 6 の 項の規則で 定める事務	省略
7 条例別表 第 2 7 の 項の規則で 定める事務	省略
8 条例別表 第 2 8 の 項の規則で 定める事務	省略
9 条例別表 第 2 9 の 項の規則で 定める事務	省略

別表第 3 (第 9 条関係)

条例別表第 3 監査委員の項 の規則で定め る事務	省略
------------------------------------	----

1 条例別表 第 1 1 の 項の規則で 定める事務	省略
2 条例別表 第 1 2 の 項の規則で 定める事務	省略
3 条例別表 第 1 3 の 項の規則で 定める事務	省略
4 条例別表 第 1 4 の 項の規則で 定める事務	省略
5 条例別表 第 1 5 の 項の規則で 定める事務	省略
6 条例別表 第 1 6 の 項の規則で 定める事務	省略
7 条例別表 第 1 7 の 項の規則で 定める事務	省略

別表第 2 (第 8 条関係)

条例別表第 2 監査委員の項 の規則で定め る事務	省略
------------------------------------	----

附 則

この規則は、平成23年 4月 1日から施行する。

○愛媛県規則第10号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則及び愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年 3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則及び愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則の一部を改正する規則

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正)

第 1 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和52年愛媛県規則第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(趣旨)	(趣旨)
第 1 条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	第 1 条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)に定めるもの並びに別に規則で定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(書類の様式)

第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

項	左欄	右欄
1 ~ 4 省略		
5	省令第4条の4の2の申請書	一般廃棄物処理施設定期検査申請書(様式第5号)
6	省令第4条の4の4の検査の結果を通知する書面	定期検査結果通知書(様式第6号)
7	省令第4条の17の報告書	特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(様式第7号)
8	省令第5条の3第1項の申請書	一般廃棄物処理施設変更許可申請書(様式第8号)
9	省令第5条の4の2第1項及び第5条の9の2第1項の届出書	一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(様式第9号)
10	省令第5条の5第1項及び第5条の10第1項の届出書	一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書(様式第10号)
11	省令第5条の5の2第1項(省令第5条の5の4において準用する場合を含む。)及び第5条の10の2第1項の申請書	一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(様式第11号)
12	省令第5条の5の5の申請書	熱回収施設設置者認定申請書(様式第12号)
13	省令第5条の5の10第1項の届出書	熱回収施設休廃止等届出書(様式第13号)
14	省令第5条の5の11第1項の報告書	熱回収報告書(様式第14号)
15	省令第5条の8第1項の届出書	一般廃棄物処理施設変更届出書(様式第15号)
16	省令第5条の11第1項の申請書	一般廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書(様式第16号)

(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)に定めるもの並びに別に規則で定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(書類の様式)

第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

項	左欄	右欄
1 ~ 4 省略		
5	省令第4条の17の報告書	特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(様式第5号)
6	省令第5条の3第1項の申請書	一般廃棄物処理施設変更許可申請書(様式第6号)
7	省令第5条の4の2第1項及び第5条の9の2第1項の届出書	一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(様式第7号)
8	省令第5条の5第1項及び第5条の10第1項の届出書	一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書(様式第8号)
9	省令第5条の5の2第1項 _____ 及び第5条の10の2第1項の申請書	一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(様式第9号)
10	省令第5条の8第1項の届出書	一般廃棄物処理施設変更届出書(様式第10号)
11	省令第5条の11第1項の申請書	一般廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書(様式第11号)

17	省令第5条の12第1項の申請書	合併（分割）認可申請書（様式第17号）
18	省令第6条第1項の届出書	相続届出書（様式第18号）
19	省令第12条の7の17第2項の届出書	一般廃棄物の種類等届出書（様式第19号）
20	省令第12条の7の17第4項の受理書	一般廃棄物の種類等届出受理書（様式第20号）

（手続の方法）

第3条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を送付し、又は提出することによって行うものとする。

項	左欄	右欄
1	法第9条の3第1項の規定による届出	一般廃棄物処理施設設置届出書（様式第21号）
2	法第9条の3第4項ただし書（同条第9項において準用する場合を含む。）の通知	一般廃棄物処理施設設置等届出内容相当通知書（様式第22号）
3	法第19条の11第3項の規定による閲覧の請求	最終処分場台帳閲覧請求書（様式第23号）
4	政令第20条の規定による届出	廃棄物再生事業者登録事項変更届出書（様式第24号）
5	政令第21条の規定による届出	廃棄物再生事業者登録事業場廃止（休止・再開）届出書（様式第25号）
6	省令第12条の7の17第5項の規定による届出	一般廃棄物の種類等変更（処理業廃止）届出書（様式第26号）

2 省略

（許可証等の再交付）

第4条 次の表の左欄に掲げる者は、交付を受けた許可証、認定証又は登録証明書を破り、汚し、又は失った場合は、同表の右欄に掲げる再交付申請書に、破り、又は汚したときはその許可証、認定証又は登録証明書を添付して知事に提出し、許可証、認定証又は登録証明書の再交付を受けることができる。

項	左欄	右欄
1	法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可を受けた者	一般・産業廃棄物処理施設設置（変更）許可証再交付申請書（様式第27号）
2	法第9条の2の4第1項又は第15条の3の3第1項の認定を受けた者	熱回収施設設置者認定証再交付申請書（様式第28号）
3	法第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項又は第14条の5第1項の許可を受けた者	産業廃棄物収集運搬業許可証等再交付申請書（様式第29号）

12	省令第5条の12第1項の申請書	合併（分割）認可申請書（様式第12号）
13	省令第6条第1項の届出書	相続届出書（様式第13号）
14	省令第12条の7の7第2項の届出書	一般廃棄物の種類等届出書（様式第14号）
15	省令第12条の7の7第4項の受理書	一般廃棄物の種類等届出受理書（様式第15号）

（手続の方法）

第3条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を送付し、又は提出することによって行うものとする。

項	左欄	右欄
1	法第9条の3第1項の規定による届出	一般廃棄物処理施設設置届出書（様式第16号）
2	法第9条の3第4項ただし書_____の通知	一般廃棄物処理施設設置等届出内容相当通知書（様式第17号）
3	法第19条の11第3項の規定による閲覧の請求	最終処分場台帳閲覧請求書（様式第18号）
4	政令第20条の規定による届出	廃棄物再生事業者登録事項変更届出書（様式第19号）
5	政令第21条の規定による届出	廃棄物再生事業者登録事業場廃止（休止・再開）届出書（様式第20号）
6	省令第12条の7の7第5項の規定による届出	一般廃棄物の種類等変更（処理業廃止）届出書（様式第21号）

2 省略

（許可証等の再交付）

第4条 次の表の左欄に掲げる者は、交付を受けた許可証_____又は登録証明書を破り、汚し、又は失った場合は、同表の右欄に掲げる再交付申請書に、破り、又は汚したときはその許可証_____又は登録証明書を添付して知事に提出し、許可証_____又は登録証明書の再交付を受けることができる。

項	左欄	右欄
1	法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項又は第15条の2の5第1項の許可を受けた者	一般・産業廃棄物処理施設設置（変更）許可証再交付申請書（様式第22号）
2	法第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項又は第14条の5第1項の許可を受けた者	産業廃棄物収集運搬業許可証等再交付申請書（様式第23号）

4	法第20条の2第1項の登録を受けた者	廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書(様式第30号)
---	--------------------	-----------------------------

(許可証等の返還)

第5条 前条の表1の項左欄若しくは同表3の項同欄の許可に係る許可証の交付を受けた者、同表2の項同欄の認定に係る認定証の交付を受けた者又は同表4の項同欄の登録に係る登録証明書の交付を受けた者は、当該許可証、認定証又は登録証明書に係る許可、認定又は登録の効力が消滅したときは当該許可証、認定証又は登録証明書を、同条の規定により許可証、認定証又は登録証明書の再交付を受けた後に失った許可証、認定証又は登録証明書を発見したときは当該許可証、認定証又は登録証明書を知事に返還しなければならない。

様式第1号(第2条関係) 一般廃棄物処理施設設置許可申請書

省略
_____役員(申請者が法人である場合)
省略
省略
愛媛県収入証紙貼付欄

注1~6 省略

- 7 印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 8 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「令」という。)第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当する全ての者を記載すること。
- 9 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 10 次に掲げる書類及び図面を添付すること。
 - (1)~(7) 省略
 - (8) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - (9)~(13) 省略
 - (14) 申請者が法人である場合には、_____役員の住民票の写し又は登記事項証明書
 - (15)・(16) 省略
- 11 次に掲げる場合は、10(1)に掲げる書類の添付を要しない。
 - (1)・(2) 省略
- 12 直前の事業年度に係る有価証券報告書(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。)を作成しているときは、10(8)及び(10)に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を添付することができる。

3	法第20条の2第1項の登録を受けた者	廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書(様式第24号)
---	--------------------	-----------------------------

(許可証等の返還)

第5条 前条の表1の項左欄若しくは同表2の項同欄の許可に係る許可証の交付を受けた者又は同表3の項同欄_____の登録に係る登録証明書の交付を受けた者は、当該許可証_____又は登録証明書に係る許可_____又は登録の効力が消滅したときは当該許可証_____又は登録証明書を、同条の規定により許可証_____又は登録証明書の再交付を受けた後に失った許可証_____又は登録証明書を発見したときは当該許可証_____又は登録証明書を知事に返還しなければならない。

様式第1号(第2条関係) 一般廃棄物処理施設設置許可申請書

省略
法第7条第5項第4号りに規定する役員(申請者が法人である場合)
省略
省略
愛媛県収入証紙ちよう付欄

注1~6 省略

- 7 印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 8 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「令」という。)第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当するすべての者を記載すること。
- 9 次に掲げる書類及び図面を添付すること。
 - (1)~(7) 省略
 - (8) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書_____並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - (9)~(13) 省略
 - (14) 申請者が法人である場合には、法第7条第5項第4号りに規定する役員の住民票の写し又は登記事項証明書
 - (15)・(16) 省略
- 10 次に掲げる場合は、9(1)に掲げる書類の添付を要しない。
 - (1)・(2) 省略
- 11 直前の事業年度に係る有価証券報告書(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。)を作成しているときは、9(8)及び(10)に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を添付することができる。

13 法第8条第1項又は第9条第1項の規定による許可（平成12年10月1日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して5年を経過しないもの（この規定により別に受けた許可を証する書類を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、10⁽¹¹⁾から16⁽¹⁶⁾までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可を受けていることを証する書類を添付することができる。

様式第2号（第2条関係） 廃棄物再生事業者登録申請書

省略

注1～3 省略

4 次に掲げる書類及び図面を添付すること。

- (1) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類又は個人資産表等経理的基礎に関する資料
- (2)～(6) 省略
- (7) 個人の場合は、住民票の写し（本籍の記載のあるものに限るものとし、外国人にあつては外国人登録証明書の写しとする。）
- (8) 省略

様式第3号（第2条、様式第25号関係） 省略

様式第7号（第2条関係） 特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書

省略	
埋立処分を開始してから前年度の3月31日までに埋立処分された一般廃棄物の数量及び当該年度の4月から9月までに埋立処分された一般廃棄物の数量	省略
省略	

注 省略

様式第8号（第2条関係） 一般廃棄物処理施設変更許可申請書

省略
役員（申請者が法人である場合）
省略
省略
愛媛県収入証紙貼付欄

注1～4 省略

- 5 印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 省略
 - (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - (3)～(5) 省略
- 6 印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 7 省略
- 8 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当す

12 法第8条第1項又は第9条第1項の規定による許可（平成12年10月1日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して5年を経過しないもの（この規定により別に受けた許可を証する書類を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、9⁽¹¹⁾から16⁽¹⁶⁾までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可を受けていることを証する書類を添付することができる。

様式第2号（第2条関係） 廃棄物再生事業者登録申請書

省略

注1～3 省略

4 次に掲げる書類及び図面を添付すること。

- (1) 貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額や納付済額を証する書類、
個人資産表等経理的基礎に関する資料
- (2)～(6) 省略
- (7) 個人の場合は、住民票の写し
- (8) 省略

様式第3号（第2条 関係） 省略

様式第5号（第2条関係） 特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書

省略	
埋立処分を開始してから前年度の3月31日までに埋立処分された一般廃棄物の数量	省略
省略	

注 省略

様式第6号（第2条関係） 一般廃棄物処理施設変更許可申請書

省略
法第7条第5項第4号りに規定する役員（申請者が法人である場合）
省略
省略
愛媛県収入証紙ちよう付欄

注1～4 省略

- 5 印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 省略
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - (3)～(5) 省略
- 6 印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 7 省略
- 8 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当す

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となるもの（当該株主又は出資をしている者となるものがある場合）

省略

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、令第4条の7に規定する使用人となる者（当該使用人となる者がある場合）

省略

愛媛県収入証紙貼付欄

注1～4 省略

5 「 _____

_____ 役員」の欄から「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、令第4条の7に規定する使用人となる者」の欄までの各欄には、該当する全ての者を記載すること。

6 「役員」の欄及び「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において役員となる者」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

7 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 省略

(2) 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項の許可を受けた者でない法人である場合にあつては、当該法人に係る次に掲げる書類
ア 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

イ～キ 省略

(3) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる書類

ア～ウ 省略

エ _____ 役員となる者の住民票の写し又は登記事項証明書

オ・カ 省略

8 直前の事業年度に係る有価証券報告書（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）を作成しているときは、7(2)ア及びイに掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を添付する

合併存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となるもの（当該株主又は出資をしている者となるものがある場合）

省略

合併存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、令第4条の7に規定する使用人となる者（当該使用人となる者がある場合）

省略

愛媛県収入証紙ちよう付欄

注1～4 省略

5 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第5項第4号りに規定する役員」の欄から「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、令第4条の7に規定する使用人となる者」の欄までの各欄には、該当するすべての者を記載すること。

6 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 省略

(2) 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人が法 _____ 第8条第1項の許可を受けた者でない法人である場合にあつては、当該法人に係る次に掲げる書類
ア 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書 _____ 並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

イ～キ 省略

(3) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる書類

ア～ウ 省略

エ 法第7条第5項第4号りに規定する役員となる者の住民票の写し又は登記事項証明書

オ・カ 省略

7 直前の事業年度に係る有価証券報告書（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）を作成しているときは、6(2)ア及びイに掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を添付する

ことができる。

9 法第8条第1項又は第9条第1項の規定による許可（平成12年10月1日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して5年を経過しないもの（この規定により別に受けた許可を証する書類を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、7(2)ウからカまで及び同(3)ウからカまでに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可を受けていることを証する書類を添付することができる。

様式第18号 省略

様式第19号（第2条関係） 一般廃棄物の種類等届出書

省略	
産業廃棄物の種類（当該施設が石綿含有産業廃棄物の溶融施設である場合にあつては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨）	省略
省略	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの年間の処理量（当該施設が石綿含有産業廃棄物の溶融施設である場合にあつては、石綿含有一般廃棄物の処理量を含む。）の見込み	省略

注 省略

様式第20号（第2条、様式第26号関係） 一般廃棄物の種類等届出受理書

省略	
年 月 日付けで から届出のあつた一般廃棄物の種類等届出書については、年 月 日受理したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の7の17第4項の規定により交付します。	
省略	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類（当該施設が石綿含有産業廃棄物の溶融施設である場合にあつては、石綿含有一般廃棄物を処理する旨）	省略
省略	

様式第21号 省略

様式第22号 省略

様式第23号 省略

様式第24号 省略

様式第25号（第3条関係） 廃棄物再生事業者登録事業場廃止（休止・再開）届出書

省略

注1～4 省略

5 事業場を廃止した場合は、廃棄物再生事業者登録証明書（様式第3号）を添付すること。

様式第26号（第3条関係） 一般廃棄物の種類等変更（処理業廃止）届出書

省略

注1～3 省略

4 一般廃棄物の種類等届出受理書（様式第20号）を添付すること。

様式第27号 省略

ことができる。

8 法第8条第1項又は第9条第1項の規定による許可（平成12年10月1日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して5年を経過しないもの（この規定により別に受けた許可を証する書類を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、6(2)ウからカまで及び同(3)ウからカまでに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可を受けていることを証する書類を添付することができる。

様式第13号 省略

様式第14号（第2条関係） 一般廃棄物の種類等届出書

省略	
産業廃棄物の種類	省略
省略	
省略	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの年間の処理量	省略
_____の見込み	

注 省略

様式第15号（第2条 _____ 関係） 一般廃棄物の種類等届出受理書

省略	
年 月 日付けで から届出のあつた一般廃棄物の種類等届出書については、年 月 日受理したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の7の7第4項の規定により交付します。	
省略	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	省略
省略	
省略	

様式第16号 省略

様式第17号 省略

様式第18号 省略

様式第19号 省略

様式第20号（第3条関係） 廃棄物再生事業者登録事業場廃止（休止・再開）届出書

省略

注1～4 省略

5 事業場を廃止した場合は、廃棄物再生事業者登録証明書 _____ を添付すること。

様式第21号（第3条関係） 一般廃棄物の種類等変更（処理業廃止）届出書

省略

注1～3 省略

4 一般廃棄物の種類等届出受理書（様式第15号）を添付すること。

様式第22号 省略

様式第29号 省略

様式第30号 省略

様式第23号 省略

様式第24号 省略

第 2 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

様式第 4 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第5号(第2条関係) 一般廃棄物処理施設定期検査申請書

一般廃棄物処理施設定期検査申請書	
年 月 日	
愛媛県知事 様	
住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 申請者 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟ 電話番号	
一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

様式第 6 号（第 2 条関係） 定期検査結果通知書

第 号
年 月 日

定期検査結果通知書

様

愛媛県知事 印

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条の2の2第1項の定期検査の結果について、次のとおり通知します。

一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
定期検査の結果	
次回検査の期限	年 月 日

様式第11号の次に次の3様式を加える。

様式第12号（第2条関係） 熱回収施設設置者認定申請書

熱回収施設設置者認定申請書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 愛媛県知事 様 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 申請者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） ㊟ 電話番号		
熱回収施設の設置の場所		
※ 認 定 の 年 月 日	年 月 日	
※ 認 定 番 号		
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力	
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画	
	△設備の維持管理に関する計画	
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類	
	熱回収の方法	
	熱 回 収 率	パーセント
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
愛媛県収入証紙貼付欄		

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。
- 3 ※印の欄には、記入しないこと。
- 4 設備の種類については、ボイラー、発電機又は熱交換器の別を記入すること。
- 5 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量（トン／時）、発電機の出力（キロワット）、熱交換器の能力（キロジュール／時（複数ある場合は、それぞれの能力））を記載すること。
- 6 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 7 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、熱回収に必要な設備の位置及び構造並びに熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図面を添付すること。
- 8 設備の維持管理に関する計画については、できる限り図面、表等を利用することとし、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画並びに熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画を記載すること。
- 9 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・発電以外の熱利用の併用の別を記入すること。
- 10 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。
- 11 次に掲げる書類及び図面を添付すること。
- (1) 当該熱回収施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該熱回収施設の付近の見取図
 - (2) 熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類
 - (3) 当該熱回収施設における過去1年間の熱回収の内容に関する省令第5条の5の5第1項第4号イからハマまでに掲げる事項を記載した書類
 - (4) 当該熱回収施設について廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の許可を受けていることを証する書類

様式第13号（第2条関係） 熱回収施設休廃止等届出書

熱回収施設休廃止等届出書		
愛媛県知事 様		年 月 日
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 届出者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） ㊟ 電話番号		
熱回収施設の設置の場所		
認定の年月日及び認定番号		年 月 日 第 号
熱回収を行 わなくなつ たとき	理 由	
	年 月 日	年 月 日
廃止、休止 又は再開し たとき	理 由 (廃止・休止・再開の別)	
	年 月 日	年 月 日
熱回収に必 要な設備を 変更したと き	△変更の内 容	
	理 由	
	年 月 日	年 月 日

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする
こと。

5 次に掲げる書類及び図面を添付すること。

(1) 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の能力又は当該設備の位置、構造等の設置に関する計画に変更があつた場合には、変更後の当該熱回収施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該熱回収施設の付近の見取図

(2) 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の維持管理に関する計画に変更があつた場合には、変更後の当該設備の維持管理に関する計画を記載した書類

様式第14号（第2条関係） 熱回収報告書

熱回収報告書	
年 月 日	
愛媛県知事 様	
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
報告者	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） ㊟
電話番号	
認 定 の 年 月 日 及 び 認 定 番 号	年 月 日 第 号
年4月1日から 年3月31日までの年間 の熱回収率	パーセント

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 報告者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

3 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。

4 省令第5条の5の11第1項第3号の熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類を添付すること。

様式第27号の次に次の 1 様式を加える。

様式第28号（第4条関係） 熱回収施設設置者認定証再交付申請書

熱回収施設設置者認定証再交付申請書			
			年 月 日
愛媛県知事 様		住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 申請者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） ㊟ 電話番号	
認 定 番 号			
認 定 年 月 日			
再交付申請の事由			
備 考			※整理番号
			※受 理 年 月 日

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 破り、又は汚した認定証を添付すること。

おける貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表

(11)・(12) 省略

(13) 申請者が法人である場合には、

 _____ 役員の住民票の写し及び後見登記事項証明書又は登記事項証明書

(14)～(16) 省略

様式第3号（第3条関係） 再生活用業者指定申請書

省略
役員 _____ (申請者が法人である場合)
省略
省略

注1・2 省略

3 法定代理人の欄から使用人の欄までについては、該当する全ての者を記載すること。

4 役員の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

5 省略

6 次に掲げる書類及び図面を添付すること（指定の更新を申請する場合は、次の書類及び図面のうち(9)及び(11)から(16)まで以外のものは、その内容に変更がない限り、添付を要しない。）。

(1)～(10) 省略

(11) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表

(12)・(13) 省略

(14) 申請者が法人である場合には、

 _____ 役員の住民票の写し及び後見登記事項証明書又は登記事項証明書

(15)～(17) 省略

様式第5号（第4条関係） 再生利用業者変更指定申請書

省略
役員 _____ (申請者が法人である場合)
省略
省略

注1・2 省略

3 法定代理人の欄から使用人の欄までについては、変更のあった全ての者を記載すること。

4 役員の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

5 省略

6 次に掲げる書類及び図面を添付すること（再生輸送業者の

おける貸借対照表及び損益計算書

(11)・(12) 省略

(13) 申請者が法人である場合には、法第14条第5項第2号二に規定する役員の住民票の写し及び後見登記事項証明書又は登記事項証明書

(14)～(16) 省略

様式第3号（第3条関係） 再生活用業者指定申請書

省略
役員（ <u>法第14条第5項第2号二に規定する役員をいう。</u> ） (申請者が法人である場合)
省略
省略

注1・2 省略

3 法定代理人の欄から使用人の欄までについては、該当するすべての者を記載すること。

4 省略

5 次に掲げる書類及び図面を添付すること（指定の更新を申請する場合は、次の書類及び図面のうち(9)及び(11)から(16)まで以外のものは、その内容に変更がない限り、添付を要しない。）。

(1)～(10) 省略

(11) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書

(12)・(13) 省略

(14) 申請者が法人である場合には、法第14条第5項第2号二に規定する役員の住民票の写し及び後見登記事項証明書又は登記事項証明書

(15)～(17) 省略

様式第5号（第4条関係） 再生利用業者変更指定申請書

省略
役員（ <u>法第14条第5項第2号二に規定する役員をいう。</u> ） (申請者が法人である場合)
省略
省略

注1・2 省略

3 法定代理人の欄から使用人の欄までについては、変更のあったすべての者を記載すること。

4 省略

5 次に掲げる書類及び図面を添付すること（再生輸送業者の

産業廃棄物の種類の変更に係る申請の場合は(1)に掲げる書類及び図面のうちク及びコからソまでに掲げるもの以外のもの、再生活用業者の産業廃棄物の種類の変更に係る申請の場合は(2)に規定する書類及び図面のうち(1)のク及びコからソまでに掲げるもの以外のものは、その内容に変更がない限り、添付を要しない。)

- (1) 再生輸送業者の産業廃棄物の種類の変更に係る申請の場合には、次の書類及び図面
ア～ケ 省略
コ 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表
サ・シ 省略
ス 申請者が法人である場合には、
セ～タ 省略
(2) 省略

産業廃棄物の種類の変更に係る申請の場合は(1)に掲げる書類及び図面のうちク及びコからソまでに掲げるもの以外のもの、再生活用業者の産業廃棄物の種類の変更に係る申請の場合は(2)に規定する書類及び図面のうち(1)のク及びコからソまでに掲げるもの以外のものは、その内容に変更がない限り、添付を要しない。)

- (1) 再生輸送業者の産業廃棄物の種類の変更に係る申請の場合には、次の書類及び図面
ア～ケ 省略
コ 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書
サ・シ 省略
ス 申請者が法人である場合には、法第14条第5項第2号
セ～タ 省略
(2) 省略

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第11号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和41年愛媛県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details changes to Form No. 18 and Form No. 22 regarding mental health and disability welfare. The table includes specific form fields like 'Number of beds guaranteed for emergency admission' and 'Mental disorder category'.

<p>名と対応する F 00 ~ F 99又は G 40 のいずれかを記載してください。)</p>	<p>_____ I C Dコード () (3) 省略 身体障害者手帳 (有・無、種別 級)</p>	<p>~ F 9 _____ 又は G 40 のいずれかを記載してください。)</p>	<p>_____ I C Dカテゴリー () (3) 省略</p>
<p>②初診年月日</p>	<p>主たる精神障害の初診年月日 年 月 日 診断書作成医療機関の初診年月日 年 月 日</p>		
<p>③発病から現在までの病歴並びに治療の経過及び内容 (推定発病年月、発病状況、初発症状、治療の経過、治療内容などを記載してください。)</p>	<p>(推定発病時期 年 月頃) 器質性精神障害 (認知症を除く。) の場合、 発症の原因となつた疾患名とその発症年月日 (疾患名 _____、年 月 日)</p>	<p>②発病から現在までの病歴 _____ _____ (推定発病年月、精神科受診歴等 _____)</p>	
<p>④現在の病状、状態像等 (該当する項目を で 囲んでください。)</p> <p>(1) 抑うつ状態 1 思考・運動抑制 2 易刺激性、興奮 3 憂うつ気分 4 その他 ()</p> <p>(2) 躁状態 1 行為心迫 2 多弁 3 感情高揚・易刺激性 4 その他 ()</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>(5) 統合失調症等残遺状態 1 自閉 2 感情平板化 3 意欲の減退 4 その他 ()</p> <p>(6) 情動及び行動の障害 1 爆発性 2 暴力・衝動行為 3 多動 4 食行動の異常 5 チック・汚言 6 その他 ()</p> <p>(7) 不安及び不穏 1 強度の不安・恐怖感 2 強迫体験 3 心的外傷に関連する症状 4 解離・転換症状 5 その他 ()</p> <p>(8) てんかん発作等 (けいれん及び意識障害) 1 てんかん発作 発作型 () 頻度 () 最終発作 (年 月 日) 2 意識障害 3 その他 ()</p> <p>(9) 精神作用物質の乱用及び依存等 1 アルコール 2 覚せい剤 3 有機溶剤 4 その他 ()</p>	<p>_____ の病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等 (検査所見：検査結果、検査時期 _____)</p>	<p>④現在の病状、状態像等 (該当する項目を で 囲んでください。)</p> <p>(1) 抑うつ状態 1 思考・運動抑制 2 刺激性、興奮 3 憂うつ気分 4 その他 ()</p> <p>(2) 躁状態 1 行為心迫 2 多弁 3 感情高揚・刺激性 4 その他 ()</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>(5) 統合失調症等残遺状態 1 自閉 2 感情鈍麻 3 意欲の減退 4 その他 ()</p> <p>(6) 情動及び行動の障害 1 爆発性 2 暴力・衝動行為 3 多動 4 食行動の異常 5 _____ その他 ()</p> <p>(7) 不安及び不穏 1 強度の不安・恐怖感 2 強迫体験 3 _____ その他 ()</p> <p>(8) けいれん及び意識障害 1 けいれん _____ 2 意識障害 3 その他 ()</p> <p>(9) 精神作用物質の乱用及び依存等 1 アルコール 2 覚せい剤 3 有機溶剤 4 その他 ()</p>	<p>_____ の病状、状態像等の具体的程度、症状等 _____</p>

ア乱用 イ依存 ウ残遺性・遅発性精神病性障害(状態像を該当項目に再掲してください。) エその他()

現在の精神作用物質の使用 有・無(不使用の場合、その期間 年 月から)

(10) 知能・記憶・学習・注意の障害

1 知的障害(精神遅滞) ア軽度 イ中等度 ウ重度 療育手帳(有・無、等級等)

2 認知症 3 その他の記憶障害()

4 学習の困難 ア読み イ書き ウ算数

エその他()

5 遂行機能障害 6 注意障害 7 その他()

(11) 広汎性発達障害関連症状

1 相互的な社会関係の質的障害 2 コミュニケーションのパターンにおける質的障害 3 限定した常同的で反復的な関心及び活動 4 その他()

(12) その他()

⑥生活能力の状態(保護的環境ではない場合を想定して判定してください。児童の場合は、年齢相応の能力と比較の上で判定してください。)

1 現在の生活環境(該当するものを で囲んでください。)

入院・入所(施設名)・在宅(ア単身・イ家族等同居)・その他()

2 日常生活能力の判定(それぞれ該当するものを一つを で囲んでください。)

(1) 省略

(2) 身の清潔保持、規則正しい生活 省略

(3)~(8) 省略

3 省略

⑦ ⑥の具体的程度、状態等

⑧現在の障害福祉等のサービスの利用状況(障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等)

省略

⑨備考

注 省略

様式第24号(第30条関係) 障害者手帳再交付申請書

省略

(10) 知能障害

1 知的障害(精神遅滞) ア軽度 イ中等度 ウ重度

2 認知症

⑤生活能力の状態(保護的環境でなく、例えばアパート等で単身生活を行った場合を想定して判定してください。)

1 現在の生活環境(該当するものを で囲んでください。)

入院・入所(施設名)・在宅 _____ ・その他()

2 日常生活能力の判定(それぞれ該当するものを一つを で囲んでください。)

(1) 省略

(2) 身の清潔保持 _____ 省略

(3)~(8) 省略

3 省略

⑥現在の精神保健福祉サービスの利用状況(障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム) _____、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス等、小規模作業所、訪問指導等)

省略

⑦備考

注 省略

様式第24号(第30条関係) 障害者手帳再交付申請書

省略

再交付 の理由 〔該当す るに レ印を 付して くださ い。〕	破損
	汚損
	紛失
	〔紛失の状況〕

注意 1・2 省略

3 破損又は汚損 _____ の場合にあつては、その障害者手帳を添付すること。

再交付 の理由 〔該当す るに レ印を 付して くださ い。〕	破損
	汚損
	紛失
	〔紛失の状況〕

注意 1・2 省略

3 破損、汚損又は新様式への変更の場合にあつては、その障害者手帳を添付すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(以下「旧規則」という。)様式第22号の規定により提出されている書類は、改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則様式第22号の規定により提出された書類とみなす。

3 この規則施行の際現にある旧規則様式第22号の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県規則第12号

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年 3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

障害者自立支援法施行細則(平成18年愛媛県規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
様式第2号(第2条、様式第3号関係) 省略		様式第2号(第2条 _____ 関係) 省略	
様式第7号(第2条、様式第5号関係) 自立支援医療(精神通院医療)診断書		様式第7号(第2条、様式第5号関係) 自立支援医療(精神通院医療)診断書	
省略		省略	
1 病名(<u>I C Dコード</u> は、F 00～ F 99 又は G 40のいずれかを記載すること。)	(1) 主たる精神障害 _____ <u>I C Dコード</u> () (2) 従たる精神障害 _____ <u>I C Dコード</u> () (3) 省略	1 病名(<u>I C Dカテゴリー</u> は、F 0～ F 9 又は G 40のいずれかを記載すること。)	(1) 主たる精神障害 _____ <u>I C Dカテゴリー</u> () (2) 従たる精神障害 _____ <u>I C Dカテゴリー</u> () (3) 省略
2 発病から現在までの病歴(推定発病年月、 <u>発病状況</u> 、 <u>治療の経過</u> 等を記載すること。)		2 発病から現在までの病歴(推定発病年月、 <u>精神科受診歴</u> 等 _____)	

<p>3 現在の病状、状態像等（該当する項目をで囲むこと。）</p>	<p>(1) 抑うつ状態 ア 思考・運動抑制 イ 易刺激性、興奮 ウ 憂うつ気分 エ その他（ ）</p> <p>(2) 躁状態 ア 行為心迫 イ 多弁 ウ 感情高揚・ 易刺激性 エ その他（ ）</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>(5) 統合失調症等残遺状態 ア 自閉 イ 感情平板化 ウ 意欲の減 退 エ その他（ ）</p> <p>(6) 情動及び行動の障害 ア 爆発性 イ 暴力・衝動行為 ウ 多 動 エ 食行動の異常 オ チック・汚言 力 その他（ ）</p> <p>(7) 不安及び不穩 ア 強度の不安・恐怖感 イ 強迫体験 ウ 心的外傷に関連する症状 エ 解離・ 転換症状 オ その他（ ）</p> <p>(8) てんかん発作等（けいれん及び意識障 害） ア てんかん発作 発作型（ ） 頻 度（ ） イ 意識障害 ウ その他 （ ）</p> <p>(9) 精神作用物質の乱用、依存等 ア アルコール イ 覚せい剤 ウ 有機 溶剤 エ その他（ ） ア 乱用 (イ) 依存 (ウ) 残遺性・遅発性 精神病性障害 (エ) その他（ ）</p> <p>(10) 知能・記憶・学習等の障害 ア 知的障害（精神遅滞） (ア) 軽度 (イ) 中等度 (ウ) 重度 イ 認知症 ウ その他の記憶障害（ ） エ 学習の困難 (ア) 読み (イ) 書き (ウ) 算数 (エ) その他（ ） オ 遂行機能障害 カ 注意障害 キ そ の他（ ）</p> <p>(11) 広汎性発達障害関連症状 ア 相互的な社会関係の質的障害 イ コ ミュニケーションのパターンにおける質的 障害 ウ 限定した常同的で反復的な関心 及び活動 エ その他（ ）</p> <p>(12) その他（ ）</p>	<p>3 現在の病状、状態像等（該当する項目をで囲むこと。）</p>	<p>(1) 抑うつ状態 ア 思考・運動抑制 イ 刺激性、興奮 ウ 憂うつ気分 エ その他（ ）</p> <p>(2) 躁状態 ア 行為心迫 イ 多弁 ウ 感情高揚・ 刺激性 エ その他（ ）</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>(5) 統合失調症等残遺状態 ア 自閉 イ 感情鈍麻 ウ 意欲の減 退 エ その他（ ）</p> <p>(6) 情動及び行動の障害 ア 爆発性 イ 暴力・衝動行為 ウ 多 動 エ 食行動の異常 オ _____ その他（ ）</p> <p>(7) 不安及び不穩 ア 強度の不安・恐怖感 イ 強迫体験 ウ _____ その他（ ）</p> <p>(8) けいれん及び意識障害 _____ ア けいれん _____ イ 意識障害 ウ その他 （ ）</p> <p>(9) 精神作用物質の乱用及び依存 ア アルコール イ 覚せい剤 ウ 有機 溶剤 エ その他（ ） _____ _____</p> <p>(10) 知能障害 ア 知的障害（精神遅滞） (ア) 軽度 (イ) 中等度 (ウ) 重度 イ 認知症 _____ _____ _____</p>
<p>4 3の病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等（継続的な医療の必要性が分かるように記載すること。）</p>		<p>4 3の病状、状態像等の具体的程度、症状等 _____ _____ _____（継続的な医療の必要性が分かるように記載すること。）</p>	

5・6 省略	
7 現在の障害福祉サービスの利用状況	(障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス等、訪問指導等)
8 省略	
(主たる精神障害がF40～F99の場合は、下欄に精神保健医である等3年以上精神医療に従事した経験を有することが分かるように記載すること。)	
9 省略	
省略	

注 省略

様式第16号(第3条関係) 障害福祉サービス事業等開始届出書

省略	
事業____の用に供する施設の概要	省略
	種類 (短期入所を行う場合に記入すること。)
	省略
省略	

注 省略

5・6 省略	
7 現在の精神保健福祉サービスの利用状況	(障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)、居宅介護(ホームヘルプ)、その他障害福祉サービス等、小規模作業所、訪問指導等)
8 省略	
(主たる精神障害がF4～F9の場合は、下欄に精神保健医である等3年以上精神医療に従事した経験を有することが分かるように記載すること。)	
9 省略	
省略	

注 省略

様式第16号(第3条関係) 障害福祉サービス事業等開始届出書

省略	
短期入所事業の用に供する施設の概要	省略
	種類 _____
	省略
省略	

注 省略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に改正前の障害者自立支援法施行細則様式第7号の規定により提出されている書類は、改正後の障害者自立支援法施行細則様式第7号の規定により提出された書類とみなす。

3 この規則施行の際現にある改正前の障害者自立支援法施行細則様式第7号の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県規則第13号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則(昭和29年愛媛県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
(検印) 第10条 省令第17条に規定する検印のと畜場番号は、次のとおりとする。 <table border="1" style="width:100%"> <tr> <td style="width:50%">と畜場名</td> <td style="width:50%">と畜場番号</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>	と畜場名	と畜場番号	省略		(検印) 第10条 省令第17条に規定する検印のと畜場番号は、次のとおりとする。 <table border="1" style="width:100%"> <tr> <td style="width:50%">と畜場名</td> <td style="width:50%">と畜場番号</td> </tr> <tr> <td>宇和島地区広域事務組合食肉センター 省略</td> <td>14</td> </tr> </table>	と畜場名	と畜場番号	宇和島地区広域事務組合食肉センター 省略	14
と畜場名	と畜場番号								
省略									
と畜場名	と畜場番号								
宇和島地区広域事務組合食肉センター 省略	14								
様式第1号(第2条関係) と畜場設置に関する変更届出書 省略	様式第1号(第2条関係) _____ 省略								

1 変更事項

- (1) 省略
- (2) 設置者の住所、氏名及び生年月日（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び定款又は寄附行為の写し）
- (3) と畜場の名称及び所在地
- (4) 処理する獣畜の種類及びその一日当たりの頭数
- (5) 当該と畜場における食肉の取引の概要
- (6) と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）第1条第2項の添付書類に記載した事項のうち主な事項
- (7) 省略

2 省略

注 変更しようとする事項のみ記載すること。

様式第4号（第5条関係） 自家用とさつ届出書

省略

氏名 ㊟
 生年月日 年 月 日
 職業

- 1 とさつしようとする年月日時 年 月 日 時
 - 2 とさつしようとする場所及びその周囲の概要
 - 3 とさつしようとする獣畜の種類、性別、年齢（不明のときは、推定年齢）、特徴及び重量
 - 4 食用に供しようとする者の範囲
 - 5 自己及び同居者以外の者の食用に供しようとするときは、その者の氏名及び量
 - 6 省略
- 注 省略

様式第6号（第5条関係） 自家用とさつ証明書

省略

- 1 とさつする年月日時 年 月 日 時
 - 2 省略
 - 3 とさつする獣畜の種類、性別、年齢、特徴及び重量
 - 4 食用に供する者の範囲
 - 5 自己及び同居者以外の者の食用に供するときは、その者の氏名及び量
- 省略

様式第6号の2（第5条の2関係） と畜場外への持ち出し許可申請書

様式第6号の2（その1） （牛の皮又は卵巣用）

省略	
持ち出し者	省略
と畜場の管理者による必要な情報を適切に記録するための措置の内容	
省略	
保存施設	省略
保存施設における必要な情報を適切に記録するための措置の内容	
省略	

注 省略

1 変更事項

- (1) 省略
- (2) 設置者の住所氏名、生年月日
- (3) と畜場の名称、所在地
- (4) 処理する獣畜の種類、頭数
- (5) 業務規定
- (6) 省略

2 省略

注 変更しようとする事項のみ記載のこと。

様式第4号（第5条関係）

省略

氏名 ㊟

- 1 とさつ日時
 - 2 とさつ場所
 - 3 自家用としてとさつする獣畜の種類、頭数、年齢、肉量
 - 4 食用者の範囲、人員
 - 5 省略
- 注 省略

様式第6号（第5条関係）

省略

- 1 とさつ日時 年 月 日 時
- 2 省略
- 3 獣畜の種類、頭数、年齢

省略

様式第6号の2（第5条の2関係）

様式第6号の2（その1） （牛の皮又は卵巣用）

省略	
持ち出し者	省略
省略	
保存施設	省略
省略	

注 省略

様式第6号の2(その2) (焼却する獣畜の肉等用)

省略	
持ち出し者	省略
と畜場の管理者による必要な情報を適切に記録するための措置の内容	
省略	

注 省略

様式第11号(第9条関係) と畜検査申請書

(表)

省略

省略		
品種	特徴	
省略		
とさつし、又は年月日 解体しようとする年月日	省略	
と畜場法(昭和28年法律第114号)第13条第1項第2号又は第3号の規定によるとさつ(切迫とさつ)	省略	
省略		
体重	キログラム 栄養 被毛	
省略		
元気	有無 黄疸 有無	
省略		
証紙	頭部(リンパ節を含む。)	証紙
	省略	
	腫脹	

(裏)

省略

	省略
	壊死 黄疸 化膿
	省略
肺臓 (リンパ節を含む。)	省略 胸膜癒着 化膿 寄生虫
心臓	炎症 心囊異常 血液異常
肝臓 (リンパ節を含む。)	省略 出血 溷濁 腫脹 黄疸 硬変 萎縮
	省略
脾臓 (リンパ節を含む。)	省略

様式第6号の2(その2) (焼却する獣畜の肉等用)

省略	
持ち出し者	省略
省略	

注 省略

様式第11号(第9条関係)

(表)

省略

省略		
品種	毛色	
省略		
とさつ解体年月日	省略	
省略		
と畜場法 第13条第1項第2号又は第3号の規定によるとさつ(切迫とさつ)	省略	
省略		
体重	kg 栄養 被毛	
省略		
元気	有無 黄疸 有無	
省略		
証紙	頭部(リンパ節を含む。)	証紙
	省略	
	腫脹	

(裏)

省略

	省略
	壊死 黄疸 化膿
	省略
肺臓 (リンパ節を含む。)	省略 胸膜癒着 化膿 寄生虫
心臓	炎症 心囊異常 血液異常
肝臓 (リンパ節を含む。)	省略 出血 溷濁 腫脹 黄疸 硬変 萎縮
	省略
脾臓 (リンパ節を含む。)	省略

消 化 器 (リンパ節を 含む。)	省略		
(精密検査事項)			
細菌数	肝臓	脾臓	
検出菌			
(特記事項)			
枝肉量	キログラム	廃棄枝肉	キログラム 廃棄内臓 キログラム

省略

注 1 省略

2 用紙の色彩は、牛(白)、乳用牛(赤)、とく(橙)、馬(黄)、豚(緑)、めん羊及び山羊(青)、生後1箇月未満の乳用子牛(紫)、生後1箇月未満のめん羊及び山羊(茶)の各系統色を用いること。

3 と畜場法第13条第1項第3号の規定によりとさつした獣畜を解体しようとする場合における同法第14条第2項及び第3項の規定による検査に係るものであるときは、と畜場法施行規則(昭和28年厚生省令第44号)第15条第2項に規定する死亡診断書又は死体検案書を添付すること。

様式第12号(第9条関係) と畜検査申請書

様式第12号の1

(表) 省略

(裏)

省略

省略

注 次に掲げる書類を添付すること。

(1) と畜場法施行規則(昭和28年厚生省令第44号)第15条第1項第4号及び第5号に掲げる事項を記載した書類

(2) と畜場法第13条第1項第3号の規定によりとさつした獣畜を解体しようとする場合における同法第14条第2項及び第3項の規定による検査に係るものであるときは、と畜場法施行規則第15条第2項に規定する死亡診断書又は死体検案書

様式第12号の2

省略

検査番号	品種	年齢	性別	特徴	省略			
省略								

様式第12号の3 省略

消 化 器 (リンパ節を 含む)	省略		
(精密検査事項)			
細菌数	肝臓	脾臓	
検出菌			
(特記事項)			
枝肉量	kg	廃棄枝肉	kg 廃棄内臓 kg

省略

注 1 省略

2 用紙の色彩は、牛(白)、乳用牛(赤)、とく(橙)、馬(黄)、豚(緑)、めん羊、山羊(青)、生後1か月未満の乳用子牛(紫)、生後1か月未満のめん羊、山羊(茶)の各系統色を用いること。

様式第12号(第9条関係) _____

様式第12号の1

(表) 省略

(裏)

省略

省略

注 と畜場法施行規則(昭和28年厚生省令第44号)第14条第1項第4号及び第5号に掲げる事項を記載した書類を添付すること。

様式第12号の2

省略

検査番号	品種	年齢	性別	毛色	省略			
省略								

様式第12号の3 省略

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第14号

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則(昭和30年愛媛県規則第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例（昭和30年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料の額を次のとおり定める。

使用料

区分	種別	細別	単位	金額	備考	
技術 開発 関係	機械金属 用機器	1～17 省略				
		18 省略				
		19 省略				
		20 省略				
		21 省略				
		22 省略				
		23 省略				
		24 省略				
		25 省略				
		26 省略				
		27 省略				
		28 省略				
		29 省略				
		30 省略				
		31 省略				
		32 省略				
		33 省略				
		34 省略				
		35 省略				
		36 省略				
		37 省略				
		38 省略				
		39 省略				
		40 省略				
		41 省略				
42 省略						
43 省略						
44 省略						
45 省略						

改 正 前

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例（昭和30年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料の額を次のとおり定める。

使用料

区分	種別	細別	単位	金額	備考
技術 開発 関係	機械金属 用機器	1～17 省略			
		18 光切断表面 粗さ計	1時間	420円	
		19 膜厚測定機	1時間	420円	
		20 省略			
		21 省略			
		22 省略			
		23 省略			
		24 省略			
		25 省略			
		26 省略			
		27 省略			
		28 省略			
		29 省略			
		30 省略			
		31 マイクロブ ラズマ溶接機	1時間	630円	
		32 オートコリ メーター	1時間	420円	
		33 省略			
		34 省略			
		35 省略			
		36 省略			
		37 省略			
		38 省略			
		39 省略			
		40 省略			
		41 円筒研削盤	1時間	630円	
		42 省略			
		43 省略			
		44 省略			
		45 走査型レー ザー顕微鏡	1時間	840円	
		46 省略			
		47 省略			
48 省略					
49 省略					
50 省略					
51 省略					

	21 省略				
	22 省略				
	23 省略				
	24 省略				
	25 省略				
	26 省略				
	27 省略				
	28 省略				
	29 省略				
	30 省略				
	31 省略				
	32 省略				
	33 省略				
	34 電磁界理論 解析システム	1時間	420円		
	35 マテリアル アナライザ	1時間	420円		
	36 電磁波測定 システム	1時間	420円		
	37 放射イミュ ニティ測定シ ステム	1時間	520円		
	38 車載用デー タ収録解析シ ステム	1時間	420円		
化学用機 器					
	1 省略				
	2 省略				
	3 省略				
	4 省略				
	5 省略				
	6 省略				
	7 省略				
	8 省略				
	9 省略				
	10 省略				
	26 省略				
	27 省略				
	28 省略				
	29 省略				
	30 光スペクト ラムアナライ ザー	1時間	630円		
	31 光パワーメ ーター	1時間	420円		
	32 省略				
	33 省略				
	34 省略				
	35 高周波ネッ トワークアナ ライザー	1時間	1,050円		
	36 省略				
	37 省略				
	38 省略				
	39 省略				
	40 省略				
	41 省略				
化学用機 器	1 画像処理装 置	1時間	1,890円		
	2 省略				
	3 省略				
	4 省略				
	5 省略				
	6 省略				
	7 省略				
	8 省略				
	9 省略				
	10 省略				
	11 省略				

10	省略			
11	省略			
12	省略			
13	省略			
14	省略			
15	煎機	省略		
16	省略			
17	省略			
18	省略			
19	省略			
20	省略			
21	省略			
22	省略			
23	省略			
24	省略			
25	省略			
26	省略			
27	省略			
28	省略			
29	省略			
30	省略			
31	省略			
32	省略			
33	省略			
34	省略			
35	省略			

11	省略			
12	小型バック ーシ自動製麹 装置	1時間	840円	
13	省略			
14	凍結粉碎機	1時間	520円	
15	省略			
16	細胞融合装 置	1時間	630円	
17	多孔質管分 離型反応装置	1時間	520円	
18	省略			
19	真空低温乾 燥器	1時間	420円	
20	省略			
21	煎機	省略		
22	省略			
23	省略			
24	省略			
25	遠心液液分 配クロマトグ ラフ	1時間	730円	
26	省略			
27	省略			
28	省略			
29	省略			
30	省略			
31	省略			
32	省略			
33	省略			
34	省略			
35	自動温度測 定器	1時間	420円	
36	省略			
37	省略			
38	F P Dガス クロマトグラ フィ	1時間	520円	
39	実体顕微鏡	1時間	420円	
40	水分計	1時間	420円	
41	省略			
42	省略			
43	省略			
44	省略			
45	省略			
46	省略			

		36 省略					
		37 省略					
		38 省略					
		39 省略					
		40 省略					
		41 省略					
		42 竹輪焼機	1時間	630円			
		43 フードプロセッサ	1時間	420円			
		44 魚肉採取機	1時間	420円			
		45 微量機能性成分測定機	1時間	630円			
		46 純水製造機	1時間	630円			
		47 ヘッドスペースGC-M S	1時間	840円			
		48 アミノ酸高速分析システム	1時間	2,410円			
		49 恒温水槽	1時間	420円			
		50 恒温振とう機	1時間	420円			
		51 糖鎖分析装置	1時間	520円			
		52 マイクロプレート吸光度測定装置	1時間	520円			
		53 細胞培養装置	1時間	520円			
		54 食品組織観察装置	1時間	420円			
		55 誘電フリーザー	1時間	730円			
		56 粉碎機	1時間	420円			
		57 乾燥機	1時間	630円			
		58 顕微鏡	1時間	420円			
		59 電解水製造装置	1時間	520円			
		60 スチームコンベクションオープン	1時間	840円			
		61 インキュベーター	1時間	520円			
窯業関係	省略						
	窯業用機器	1～17 省略					
		18 瓦曲げ試験機	省略				
窯業関係	省略						
	窯業用機器	1～17 省略					
		18 瓦曲げ試験機	省略				

		19～31 省略							
		32 陶磁器分光光度計システム	1時間	520円					
		33 赤外線放射特性計測装置	1時間	420円					
繊維産業関係	染織用機器	1～24 省略							
		25 サイジングワインダー	1時間	630円					
紙産業関係	紙加工用機器	省略							
		1～15 省略							
		16 ナノファイバー不織布製造装置	1時間	840円					
物理試験用機器		1 省略							
		2 燃焼性試験機	1時間	420円					
		3～25 省略							
		26 自動細孔測定装置	1時間	630円					
		27～33 省略							
化学試験用機器		1～6 省略							
		7 顕微赤外分光光度計	1時間	520円					
		8～34 省略							
		35 X線分析顕微鏡	1時間	630円					
		36 共焦点レーザー顕微鏡	1時間	630円					
省略									
省略									

注 省略
手数料 省略

		19～31 省略							
繊維産業関係	染織用機器	1～24 省略							
		省略							
紙産業関係	紙加工用機器	省略							
		1～15 省略							
物理試験用機器		1 省略							
		2 燃焼性試験機	1時間	520円					
		3～25 省略							
		26 自動細孔測定装置	1時間	520円					
		27～33 省略							
化学試験用機器		1～6 省略							
		7 顕微赤外分光光度計	1時間	1,050円					
		8～34 省略							
省略									
省略									

注 省略
手数料 省略

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則(以下「新規則」という。)本則使用料の表の規定は、この規則の施行の日以後に徴収する使用料について適用し、同日前に徴収した使用料については、なお従前の例による。
- 県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者に係る愛媛県産業技術研究所の使用料の額は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間は、新規則本則使用料の表の規定、愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則等の一部を改正する規則(平成21年愛媛県規則第18号)附則第5項の規定及び愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則(平成22年愛媛県規則第24号)附則第3項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区分	種別	細別	単位	金額	備考
技術開発関係	機械金属用機器	1 焼鈍炉	1時間	1,570円	
		2 横フライス盤	1時間	1,050円	
		3 立フライス盤	1時間	940円	

4	平面研削盤	1 時間	1,570円	
5	ラジアルボール盤	1 時間	940円	
6	ワイヤーカット放電加工機	1 時間	1,470円	
7	油圧帯のこ盤	1 時間	730円	
8	普通旋盤	1 時間	1,150円	
9	シアーリングマシン	1 時間	730円	
10	炭酸ガスアーク半自動溶接機	1 時間	940円	
11	交流アーク溶接機	1 時間	840円	
12	交直両用 T I G 溶接機	1 時間	730円	
13	高速湿式試料切断機	1 時間	730円	
14	万能材料試験機	1 時間	1,150円	
15	万能工具顕微鏡	1 時間	730円	
16	真円度測定機	1 時間	630円	
17	形状粗さ測定機	1 時間	630円	
18	顕微鏡試料埋込機	1 時間	940円	
19	顕微鏡試料研磨機	1 時間	940円	
20	硬度計	1 時間	400円	
21	ビッカース硬度計	1 時間	400円	
22	シャルピー衝撃試験機	1 時間	400円	
23	ハイスピードビデオ	1 時間	420円	
24	キャス試験機	1 時間	420円	
25	イオン窒化炉	1 時間	2,100円	
26	恒温恒湿器	1 時間	730円	
27	高速小型精密旋盤	1 時間	630円	
28	サブマージドアーク溶接機	1 時間	2,830円	
29	極低温槽	1 時間	400円	
30	軟 X 線撮影装置	1 時間	1,570円	
31	迅速熱伝導率計	1 時間	520円	
32	静ひずみ測定装置	1 時間	400円	
33	動ひずみ計	1 時間	400円	
34	電動デジタルロックウエル硬度計	1 時間	400円	
35	疲労試験機	1 時間	1,150円	
36	摩耗試験機	1 時間	420円	
37	ロール型粉碎機	1 時間	630円	
38	デジタル変角光沢計	1 時間	400円	
39	N C フライス盤	1 時間	730円	
40	電子ビーム加工機	1 時間	840円	
41	マイクロ스코ープ	1 時間	630円	
42	超微小硬度計	1 時間	400円	
43	万能投影機	1 時間	420円	
44	精密三次元座標測定機	1 時間	420円	
45	X 線マイクロアナライザー	1 時間	840円	
46	炭素硫黄同時分析装置	1 時間	2,520円	
47	酸素窒素同時分析装置	1 時間	1,570円	

	48 放電プラズマ焼結機	1 時間	2,730円	
	49 金属顕微鏡	1 時間	520円	
	50 エンジン脱着システム	1 時間	420円	
	51 四輪アライメント計測システム	1 時間	420円	
	52 制動力、速度計、サイドスリップ、ヘッドライト光軸計測システム	1 時間	420円	
	53 操舵力角計測システム	1 時間	420円	
電子用機器	1 ノイズ試験装置	1 時間	420円	
	2 波形解析システム	1 時間	400円	
	3 電子計測システム	1 時間	400円	
	4 恒温恒湿器	1 時間	730円	
	5 デジタルパワーメーター	1 時間	520円	
	6 直流安定化電源	1 時間	730円	
	7 交流安定化電源	1 時間	520円	
	8 ガウスメーター	1 時間	520円	
	9 超絶縁抵抗計	1 時間	400円	
	10 可変抵抗器	1 時間	400円	
	11 シールド効果評価器	1 時間	400円	
	12 標準コンデンサーセット	1 時間	420円	
	13 オシロスコープ	1 時間	520円	
	14 透磁率計	1 時間	400円	
	15 電波暗室	1 時間	400円	
	16 シールド室	1 時間	400円	
	17 複合環境試験装置	1 時間	1,150円	
	18 冷熱衝撃試験装置	1 時間	1,150円	
	19 衝撃試験装置	1 時間	730円	
	20 加速寿命試験器	1 時間	730円	
	21 F F Tアナライザー	1 時間	400円	
	22 耐電圧試験装置	1 時間	400円	
	23 三次元表面粗さ計	1 時間	1,470円	
	24 分光放射計	1 時間	630円	
	25 精密切断機	1 時間	400円	
	26 雰囲気炉	1 時間	520円	
	27 イミューニティ試験装置	1 時間	940円	
	28 ミリ波ネットワークアナライザー	1 時間	400円	
	29 音響特性測定装置	1 時間	420円	
	30 E M I測定システム	1 時間	420円	
	31 高周波信号収集解析装置	1 時間	420円	
	32 多信号情報高速収集装置	1 時間	420円	
	33 周波数特性分析器	1 時間	520円	
	34 電磁界理論解析システム	1 時間	420円	
	35 マテリアルアナライザ	1 時間	420円	
	36 電磁波測定システム	1 時間	420円	
	37 放射イミューニティ測定システム	1 時間	520円	

		38 車載用データ収録解析システム	1 時間	420円	
化学用機器		1 粒度分布測定装置	1 時間	630円	
		2 測色色差計	1 時間	520円	
		3 プラスチック試料調整装置	1 時間	520円	
		4 ロール機	1 時間	630円	
		5 自動プレス	1 時間	840円	
		6 偏光顕微鏡	1 時間	520円	
		7 押出し成形機	1 時間	1,890円	
		8 耐候試験機	1 時間	730円	
		9 熱分解ガスクロマトグラフ	1 時間	400円	
		10 熱分析装置	1 時間	520円	
		11 微少平面曲面光度計	1 時間	520円	
		12 接触角計	1 時間	400円	
		13 イオンクロマトグラフ	1 時間	940円	
		14 密度計	1 時間	420円	
		15 摩擦測定機	1 時間	400円	
		16 自動遠心研磨機	1 時間	400円	
		17 自動乳鉢	1 時間	400円	
		18 万能材料試験機	1 時間	420円	
		19 粉碎機	1 時間	730円	ジェット気流
		20 射出成形機	1 時間	1,780円	
		21 ホットプレス	1 時間	1,360円	
		22 マッフル炉	1 時間	420円	
		23 電気炉	1 時間	630円	シリコニット
		24 粉碎機	1 時間	520円	ロール型
		25 自動滴定装置	1 時間	420円	
		26 細孔分布等測定装置	1 時間	1,570円	
		27 混練性試験機	1 時間	1,050円	
		28 ゼータ電位測定装置	1 時間	840円	
		29 I C P 発光分光分析装置	1 時間	1,890円	
		30 H P L C / 質量分析計	1 時間	1,890円	
		31 高分解能観察装置	1 時間	840円	F E S E M
		32 動的粘弾性測定装置	1 時間	1,050円	
		33 恒温振とう機	1 時間	420円	
		34 卓上型走査電子顕微鏡	1 時間	420円	
		35 顕微赤外分光光度計	1 時間	520円	
		36 粉碎機	1 時間	520円	ボール型
		37 紫外可視分光光度計	1 時間	420円	
食品産業 関係	食品加工用機器	1 超遠心分離機	1 時間	520円	
		2 自動アミノ酸分析機	1 時間	2,520円	
		3 高温高圧調理殺菌装置	1 時間	840円	
		4 テクスチュロメーター	1 時間	2,620円	
		5 ガス置換包装機	1 時間	520円	
		6 コンタクトフリーザー	1 時間	630円	

7	真空冷凍乾燥機	1 時間	630円	
8	簡易くん煙装置	1 時間	630円	
9	オーブン	1 時間	630円	ホイロ付き
10	搾汁機	1 時間	400円	
11	遠赤外線乾燥器	1 時間	630円	
12	造粒試験機	1 時間	630円	
13	超臨界ガス抽出装置	1 時間	940円	
14	ガスクロマトグラフ	1 時間	630円	
15	煎機	1 時間	400円	
16	糖衣機	1 時間	1,260円	
17	スーパーマスコロイダー	1 時間	520円	
18	マイクロ波減圧乾燥装置	1 時間	940円	
19	水分活性測定装置	1 時間	400円	
20	遠赤外線焼物機	1 時間	520円	
21	フードカッター	1 時間	520円	
22	紫外可視分光光度計	1 時間	520円	
23	高速液体クロマトグラフ	1 時間	520円	
24	原子吸光分光光度計	1 時間	2,310円	
25	天秤 ^{びん}	1 時間	400円	
26	冷却遠心器	1 時間	420円	
27	測色計	1 時間	420円	
28	無菌ボックス	1 時間	420円	
29	レオ・メーター	1 時間	420円	
30	屈折計	1 時間	400円	
31	恒温恒湿器	1 時間	520円	
32	ビスコグラフ	1 時間	420円	
33	発泡果実酒製造装置	1 時間	420円	
34	粒度分布計	1 時間	420円	乾式
35	マイクロチップ電気泳動装置	1 時間	420円	
36	泳動観察装置	1 時間	420円	
37	生物顕微鏡システム	1 時間	420円	
38	画像認識システム	1 時間	420円	
39	高速大容量遠心機	1 時間	420円	
40	高圧滅菌処理機	1 時間	420円	
41	粘度測定装置	1 時間	420円	
42	竹輪焼機	1 時間	630円	
43	フードプロセッサ	1 時間	420円	
44	魚肉採取機	1 時間	420円	
45	微量機能性成分測定機	1 時間	630円	
46	純水製造機	1 時間	630円	
47	ヘッドスペースGC・MS	1 時間	840円	
48	アミノ酸高速分析システム	1 時間	2,410円	
49	恒温水槽	1 時間	420円	
50	恒温振とう機	1 時間	420円	

		51 糖鎖分析装置	1 時間	520円	
		52 マイクロプレート吸光度測定装置	1 時間	520円	
		53 細胞培養装置	1 時間	520円	
		54 食品組織観察装置	1 時間	420円	
		55 誘電フリーザー	1 時間	730円	
		56 粉碎機	1 時間	420円	
		57 乾燥機	1 時間	630円	
		58 顕微鏡	1 時間	420円	
		59 電解水製造装置	1 時間	520円	
		60 スチームコンベクションオープン	1 時間	840円	
		61 インキュベーター	1 時間	520円	
窯業関係	焼成がま及び炉	1 電気炉	1 回	7,350円	20キロワット
		2 電気炉	1 回	4,090円	12キロワット
		3 電気炉	1 回	3,990円	10キロワット
	窯業用機器	1 ボールミル	1 時間	630円	処理能力150キログラム
		2 ボールミル	1 時間	420円	処理能力50キログラム
		3 ボールミル	1 時間	400円	処理能力6キログラム以下
		4 真空土練機	1 時間	630円	
		5 クラッシャー	1 時間	520円	
		6 スタンパー	1 時間	630円	小型
		7 脱鉄器	1 時間	630円	
		8 フィルタープレス	1 時間	730円	
		9 機械乳鉢	1 時間	520円	
		10 標準ふるい	1 時間	400円	
		11 衝撃強度測定解析装置	1 時間	520円	
		12 たたら成形機	1 時間	630円	
		13 サンドブラスト	1 時間	840円	
		14 材料試験機	1 時間	420円	
		15 X線分析装置	1 時間	1,890円	
		16 熱風乾燥器	1 時間	420円	
		17 超低温恒温恒湿器	1 時間	520円	
		18 瓦曲げ試験機	1 時間	420円	
		19 赤外線水分計	1 時間	420円	
		20 実体顕微鏡	1 時間	420円	
		21 細孔分布測定装置	1 時間	1,470円	
		22 走査型電子顕微鏡	1 時間	420円	
		23 バッチ式微粉碎機	1 時間	1,470円	
		24 高速混合混練機	1 時間	520円	
		25 粒度分布測定装置	1 時間	520円	レーザー式
		26 湿式プレス成形機	1 時間	420円	
27 完全脱気式圧力鋳込装置	1 時間	420円			
28 表面積・細孔分布測定器	1 時間	520円			
29 焼結試験装置	1 時間	420円			

		30 自然対流式乾燥機	1 時間	420円	
		31 デジタルマイクロスコープ	1 時間	420円	
		32 陶磁器分光光度計システム	1 時間	520円	
		33 赤外線放射特性計測装置	1 時間	420円	
繊維産業 関係	染織用機器	1 整経機	1 時間	800円	
		2 撚糸機	1 時間	730円	
		3 電子顕微鏡	1 時間	730円	
		4 アップツイスター	1 時間	520円	
		5 ダブルカバーリングマシーン	1 時間	520円	
		6 アレンジワインダー	1 時間	420円	
		7 多色染型高温高圧チーズ染色機	1 時間	1,050円	
		8 高温高圧製品染色処理機	1 時間	840円	
		9 デザイン企画総合支援システム	1 時間	630円	
		10 真空糸蒸機	1 時間	1,050円	
		11 染色乾燥仕上加工機	1 時間	730円	
		12 引張圧縮試験機	1 時間	520円	
		13 真空式赤外線乾燥計量器	1 時間	420円	
		14 総糸巻き返しワインダー	1 時間	420円	
		15 電動式検尺器	1 時間	420円	
		16 顕微鏡システム	1 時間	840円	
		17 高温高圧チーズ染色乾燥機	1 時間	630円	
		18 オーバーマイヤー染色機	1 時間	520円	
		19 レビア織機	1 時間	630円	
		20 電気透析装置	1 時間	520円	
		21 A T R 赤外分光光度測定機	1 時間	420円	
		22 真空凍結乾燥機	1 時間	420円	
		23 高速ワインダー	1 時間	420円	
		24 経糸抱合力試験機	1 時間	630円	
		25 サイジングワインダー	1 時間	630円	
紙産業関 係	共同研究室		1 平方メ ートル 1 月	1,160円	
	研修室		1 時間	1,720円	
	控室		1 時間	160円	
	会議室		1 時間	160円	
	製紙用機器	1 高濃度リファイナー	1 時間	730円	
		2 自動式 P F I ミル	1 時間	840円	
		3 カナディアン型こう解度試験機	1 時間	400円	
		4 抄紙機	1 時間	12,180円	
		5 シートマシン抄紙機	1 時間	800円	
		6 回転型乾燥機	1 時間	520円	
		7 湿紙乾燥装置	1 時間	400円	
		8 浮選試験機	1 時間	400円	
		9 パルパー	1 時間	520円	

	10	サイズプレス装置	1 時間	2,620円	
	11	高温用回転型乾燥機	1 時間	630円	
	12	打解機	1 時間	420円	
	13	ピーター	1 時間	630円	
	14	ナギナタピーター	1 時間	520円	
	15	手漉き道具	1 時間	520円	
	16	自動プレス機	1 時間	520円	
	17	三角蒸気乾燥機	1 時間	630円	
	18	ナイヤガラピーター	1 時間	520円	
	19	ゼータ電位計	1 時間	520円	
	20	粒子電荷計	1 時間	1,360円	
	21	オートクレーブ	1 時間	520円	
	22	バルブ離解機	1 時間	420円	
	23	試験用バルバー	1 時間	1,050円	
	24	試験用ピーター	1 時間	1,050円	
	25	手動式シートマシン	1 時間	630円	
紙加工用機器	1	熱カレンダー	1 時間	1,050円	
	2	多目的不織布製造装置	1 時間	7,770円	
	3	ホットプレス	1 時間	940円	
	4	卓上型塗工機	1 時間	520円	
	5	乾式破碎装置	1 時間	630円	
	6	オートミル	1 時間	520円	
	7	プロッター	1 時間	630円	
	8	カラー印刷機	1 時間	840円	
	9	写真撮影システム	1 時間	520円	
	10	スクリーン印刷機	1 時間	730円	
	11	撚糸機	1 時間	420円	
	12	ロータリースクリーンコーター	1 時間	1,360円	
	13	マルチコーター	1 時間	4,930円	
	14	テスト用エンボス加工機	1 時間	520円	
	15	ボールミル	1 時間	420円	
	16	ナノファイバー不織布製造装置	1 時間	840円	
物理試験用機器	1	伸縮度試験機	1 時間	1,680円	
	2	燃焼性試験機	1 時間	420円	
	3	引張圧縮試験機	1 時間	520円	
	4	柔軟度試験機	1 時間	400円	
	5	電子式水分計	1 時間	400円	
	6	剛度試験機	1 時間	400円	
	7	恒温恒湿器	1 時間	420円	
	8	紫外線検出器	1 時間	400円	
	9	熱傾斜試験機	1 時間	630円	
	10	繊維配向性試験機	1 時間	840円	
	11	繊維長分布測定装置	1 時間	1,680円	
	12	ドレープテスター	1 時間	630円	

	13	吸油度試験機	1 時間	840円	
	14	摩擦感テスター	1 時間	520円	
	15	通気性試験機	1 時間	520円	
	16	ハンディ圧縮試験機	1 時間	840円	
	17	全自動紙物性測定装置	1 時間	400円	
	18	生物顕微鏡	1 時間	730円	
	19	実体顕微鏡	1 時間	520円	
	20	光沢度計	1 時間	420円	
	21	白色度計	1 時間	520円	
	22	材料万能試験機	1 時間	420円	
	23	水蒸気透過度試験機	1 時間	420円	
	24	ガス透過度試験機	1 時間	520円	
	25	耐候性試験機	1 時間	630円	
	26	自動細孔測定装置	1 時間	630円	
	27	粒度分布測定装置	1 時間	520円	
	28	万能投影機	1 時間	400円	
	29	高圧型破裂度試験機	1 時間	520円	
	30	軽荷重引裂度試験機	1 時間	420円	
	31	クラーク剛度試験機	1 時間	420円	
	32	ハンドルオメーター	1 時間	420円	
	33	強制循環式恒温機	1 時間	420円	
化学試験用機器	1	遠心分離機	1 時間	400円	
	2	PH測定器	1 時間	400円	
	3	ホモミキサー	1 時間	400円	
	4	電気マッフル炉	1 時間	420円	
	5	自動滴定装置	1 時間	520円	
	6	倒立型蛍光顕微鏡	1 時間	630円	
	7	顕微赤外分光光度計	1 時間	520円	
	8	原子吸光分光光度計	1 時間	730円	
	9	熱分解GC / MS分析装置	1 時間	1,150円	
	10	蛍光X線分析装置	1 時間	730円	
	11	低真空走査型電子顕微鏡	1 時間	1,570円	
	12	攪拌機	1 時間	400円	
	13	ホットスターラー	1 時間	420円	
	14	恒温機	1 時間	420円	
	15	低温恒温水槽	1 時間	420円	
	16	ウォーターバス	1 時間	420円	
	17	オイルバス	1 時間	400円	
	18	クールスターラー	1 時間	400円	
	19	ホモジナイザー	1 時間	400円	
	20	デジタルマイクロスコープ	1 時間	420円	
	21	高速液体クロマトグラフ	1 時間	940円	
	22	固液界面解析システム	1 時間	420円	
	23	攪拌脱泡機	1 時間	520円	

		24 高圧蒸気滅菌器	1 時間	420円	
		25 クリーンベンチ	1 時間	420円	
		26 ロータリーエバポレーター	1 時間	420円	
		27 ウォーターバスインキュベーター	1 時間	420円	
		28 熱分析装置	1 時間	630円	
		29 X線回折装置	1 時間	520円	
		30 プラズマ発光分光分析装置	1 時間	1,570円	
		31 分光光度計	1 時間	520円	
		32 電子天秤 ^{びん}	1 時間	420円	
		33 収束イオンビーム装置	1 時間	520円	
		34 ガスクロマトグラフ	1 時間	520円	
		35 X線分析顕微鏡	1 時間	630円	
		36 共焦点レーザー顕微鏡	1 時間	630円	
	研修用機器	1 パソコン用プロジェクター	1 時間	420円	
建設関係	土木用機器	1 電動式自動ふるい装置	1 時間	420円	
		2 モルタルミキサー	1 時間	420円	
		3 傾胴型試験用ミキサー	1 時間	420円	
		4 コンクリート圧縮試験機	1 時間	630円	
		5 試料切断機	1 時間	520円	
		6 供試体研磨機	1 時間	520円	
		7 土の一軸圧縮試験機	1 時間	420円	
		8 土の変水位透水試験機	1 時間	520円	
		9 土の自動突き固め装置	1 時間	520円	
		10 土のC B R 試験機	1 時間	520円	
		11 土の定水位透水試験機	1 時間	420円	
				12 土の液性限界試験機	1 時間

注 1 使用時間が30分以下のときは半額（10円未満切捨て）とし、30分を超えるときは1時間に満たないときでも1時間として計算する。

2 窯業技術センターにおける焼成がま及び炉の使用料は、素焼の場合は、この表に定める額の2分の1（10円未満切捨て）とする。

3 1の規定にかかわらず、紙産業技術センターにおける共同研究室、研修室、控室及び会議室の使用料は、使用時間が1時間に満たないときは1時間とし、使用期間が1月に満たないときは1月として計算する。

4 紙産業技術センターにおける共同研究室の1月の使用料は、この表に定める額に部屋の面積を乗じた額（10円未満切捨て）とする。

○愛媛県規則第15号

農業倉庫業法施行細則を次のように定める。

平成23年 3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

農業倉庫業法施行細則

農業倉庫業法施行細則（大正14年愛媛県令第42号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、農業倉庫業法施行規則（大正6年農商務省令第15号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、農業倉庫業法（大正6年法律第15号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（農業倉庫業の認可申請）

第2条 法第6条の規定による農業倉庫業の認可の申請は、省令第1条の認可申請書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1) 省令第1条に規定する書類

(2) 申請者が農業協同組合又は農業協同組合連合会であるときは、業務規程を定める議決をした総会又は総代会の議事録の謄本

（業務規程変更の認可申請）

第3条 法第13条の規定による農業倉庫業の業務規程の変更の認可の申請は、申請書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 変更理由書
- (2) 業務規程の新旧対照表
- (3) 現行の業務規程
- (4) 申請者が農業協同組合又は農業協同組合連合会であるときは、業務規程の変更の議決をした総会又は総代会の議事録の抄本
(倉庫の所在地等変更の届出)

第4条 第2条の規定は法第26条第1項において準用する法第6条の規定による連合農業倉庫業の認可の申請について、前条の規定は法第26条第1項において準用する法第13条の規定による連合農業倉庫業の業務規程の変更の認可の申請について準用する。この場合において、第2条中「省令第1条」とあるのは「省令第6条」と、同条及び前条中「農業協同組合又は農業協同組合連合会」とあるのは「農業協同組合連合会」と読み替えるものとする。

(倉庫の所在地等変更の届出)

第5条 省令第13条の規定による倉庫の所在地、棟数、建坪又は収容力の変更の届出は、届出書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 変更理由書
- (2) 変更事項の一覧表
- (3) 倉庫の一覧表

(重要な事象の報告)

第6条 農業倉庫業者又は連合農業倉庫業者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を知事に報告しなければならない。

- (1) 風水害、火災その他の災害又は盗難により倉庫又は保管する物品に著しい損害を受けたとき。
- (2) 保管する物品に関する訴えを提起し、又は提起されたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、重要な事象が発生したとき。

(休止、廃止又は再開の届出)

第7条 省令第14条の規定による事業の休止若しくは廃止又は休止した事業の再開の届出は、届出書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 事業の休止若しくは廃止又は休止した事業の再開の理由書
- (2) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が事業の廃止の届出を行うときは、当該事業の廃止の議決をした総会又は総代会の議事録の抄本

附 則

- 1 この規則は、平成23年 4月 1日から施行する。
- 2 知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年愛媛県規則第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1 （第3条、第4条関係）		別表第1 （第3条、第4条関係）	
1 省略		1 省略	
		2 農業倉庫業法施行細則（大正14年愛媛県令第42号）	第9条及び第11条（決議録を除く。）（これらの規定を第17条において準用する場合を含む。）
2 省略		3 省略	
3 省略		4 省略	
4 省略		5 省略	
5 省略		6 省略	
別表第2 （第5条、第6条関係）		別表第2 （第5条、第6条関係）	
1 省略		1 省略	
		2 農業倉庫業法施行細則	第8条第1項（第17条において準用する場合を含む。）
2 省略		3 省略	
3 省略		4 省略	

○愛媛県規則第16号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年 3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則（昭和33年愛媛県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（用語の意義）</p> <p>第 1 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 法 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）をいう。</p> <p>(2) 省令 水産業協同組合法施行規則（平成20年農林水産省令第10号）をいう。</p> <p>(3) 信用事業命令 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第2号）をいう。</p> <p>(4) 組合 法第2条に規定する水産業協同組合をいう。</p> <p>（經由機関）</p> <p>第 2 条 法、水産業協同組合法施行令（平成5年政令第328号）、省令、信用事業命令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、主たる事務所の所在地を管轄する地方局長の長を經由しなければならない。</p> <p>（設立認可申請）</p> <p>第 3 条 組合の設立発起人は、法第63条第1項の規定又はこれを準用する規定により設立の認可を申請しようとするときは、申請書に定款及び_____事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>（役員又は参事、会計主任の変更に関する報告）</p> <p>第 5 条 省略</p> <p>2 組合は、代表理事、組合長、<u>経営管理委員長</u>若しくは組合の常務に従事する役員が定まったとき、又は参事若しくは会計主任を選任したときは、直ちにその職、氏名及び経歴の概要を報告しなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>（定款変更認可申請等）</p> <p>第 6 条 省略</p> <p>2 出資1口の金額を減少する場合の定款変更認可申請書には、前項の書類のほか、次に掲げる事項に関する監事の証明書を添付しなければならない。</p> <p>(1) 法第53条第2項又はこれを準用する規定による公告及び催告をしたこと。</p> <p>(2) 前号の公告及び催告について債権者の異議がなかつたこと又は異議のあつた場合において法第54条第2項の規定若しくはこれを準用する規定による手続をしたこと。</p> <p>3 省略</p> <p>（信用事業方法書の設定等の届出）</p> <p>第 8 条 組合は、<u>信用事業命令</u> _____ 第5条第4項の規定により信用事業方法書の設定、変更又は廃止の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、廃止の場合は、第1号の書類を除くものとする。</p>	<p>（用語の意義）</p> <p>第 1 条 この規則において、「法」とは水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）を、「組合」とは法第2条に規定する水産業協同組合をいう。</p> <p>（經由機関）</p> <p>第 2 条 法 _____ 又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、主たる事務所の所在地を管轄する地方局長の長を經由しなければならない。</p> <p>（設立認可申請）</p> <p>第 3 条 組合の設立発起人は、法第63条第1項の規定又はこれを準用する規定により設立の認可を申請しようとするときは、申請書に定款及び附属書役員選挙規程又は附属書役員選任規程並びに事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>（役員又は参事、会計主任の変更に関する報告）</p> <p>第 5 条 省略</p> <p>2 組合は、代表理事、組合長、<u>経営管理委員会会長</u>若しくは組合の常務に従事する役員が定まったとき、又は参事若しくは会計主任を選任したときは、直ちにその職、氏名及び経歴の概要を報告しなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>（定款変更認可申請等）</p> <p>第 6 条 省略</p> <p>2 出資1口の金額を減少する場合の定款変更認可申請書には、前項の書類のほか、次に掲げる事項に関する監事の証明書を添付しなければならない。</p> <p>(1) 法第53条第2項に規定する _____ 公告及び催告をしたこと。</p> <p>(2) 前号の公告及び催告について債権者の異議がなかつたこと。又は異議のあつた場合において法第54条第2項に規定する _____ 手続をしたこと。</p> <p>3 省略</p> <p>（信用事業方法書の設定等の届出）</p> <p>第 8 条 組合は、<u>漁業協同組合等の信用事業に関する命令</u>（平成5年大蔵省・農林水産省令第2号）第5条第4項の規定により信用事業方法書の設定、変更又は廃止の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、廃止の場合は、第1号の書類を除くものとする。</p>

(1)～(3) 省略

(信用事業の全部譲渡の届出)

第9条 組合は、法第54条の2第7項の規定又はこれを準用する規定により信用事業の全部を譲渡した旨の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 総会の議事録抄本
- (2) 法第54条の2第4項の規定又はこれを準用する規定による公告を行ったことを証する書類
- (3) 残高試算表その他の信用事業の全部を譲渡したことを確認することができる書類

(地方公共団体等に対する貸付けの最高限度の認可申請)

第10条 組合は、法第11条の5の規定又はこれを準用する規定により一事業年度における組合員及び他の組合の組合員以外の者に対する貸付けの総額の最高限度の認可を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 理事会(法第34条の2第3項の組合にあつては、経営管理委員会)の議事録謄本
- (2) 当該事業年度における組合員及び他の組合の組合員以外の者に対する貸付けに関する計画を記載した書類
- (3) 当該事業年度における組合員及び他の組合の組合員に対する貸付けの総額並びにこれらの者以外の者に対する貸付けの総額を記載した書類
- (4) 理由書
- (5) その他貸付けの最高限度の認可に必要な書類

(共済規程設定認可申請等)

第11条 組合は、法第15条の2第1項の規定又はこれを準用する規定により共済規程の設定の認可を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 総会又は総代会の議事録謄本
- (2) 共済規程
- (3) 設定理由書

2 組合は、法第15条の2第2項の規定又はこれを準用する規定により共済規程の変更の認可を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 総会又は総代会(法第48条第5項の規定又はこれを準用する規定により共済規程の変更について理事会で議決した場合は、理事会)の議事録抄本
- (2) 変更理由書
- (3) 変更しようとする新旧条文(全面変更の場合は、新旧の共済規程)

3 組合は、法第15条の2第2項の規定又はこれを準用する規定により共済規程の廃止の認可を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 総会又は総代会の議事録抄本
- (2) 廃止理由書
- (3) 現に締結している共済契約の取扱いの方針を記載した書類

4 組合は、法第15条の2第3項の規定又はこれを準用する規定により共済規程の変更の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 第2項第1号及び第2号に掲げる書類
- (2) 変更した新旧条文

(漁業の経営の条件を欠くに至った旨の届出)

第12条 組合は、法第17条第4項の規定により同条第1項の条件を

(1)～(3) 省略

欠くに至った旨の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 理由書

(2) 漁業及びこれに附帯する事業の状況を記載した書類

(監査規程設定認可申請等)

第13条 組合は、法第87条の2第1項前段の規定又はこれを準用する規定により監査規程の設定の認可を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 総会又は総代会の議事録謄本

(2) 監査規程

(3) 設定理由書

2 組合は、法第87条の2第1項後段の規定又はこれを準用する規定により監査規程の変更の認可を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 総会又は総代会の議事録抄本

(2) 変更理由書

(3) 変更しようとする新旧条文(全面変更の場合は、新旧の監査規程)

3 組合は、法第87条の2第1項後段の規定又はこれを準用する規定により監査規程の廃止の認可を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる書類

(2) 廃止理由書

(解散の決議の認可申請)

第14条 組合は、法第68条第2項若しくは第91条第2項の規定又はこれらの規定を準用する規定により解散の決議の認可を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 財産目録及び貸借対照表

(3) 省略

(4) 清算人となる者の名簿

(5) その他解散の決議の認可に必要な書類

(解散の届出)

第15条 組合は、法第68条第5項若しくは第91条第5項の規定又はこれらの規定を準用する規定により解散したときは、直ちに届出書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 理事会(法第34条の2第3項の組合にあつては、経営管理委員会)の議事録謄本

(2) 省略

(3) 組合員名簿その他の組合が解散したことを確認することができる書類

(合併認可申請)

第16条 組合(法第54条の2第1項に規定する信用事業実施組合及び省令第210条第1項に規定する共済事業実施組合(以下「信用事業実施組合等」という。)を除く。)又は法第70条第1項の規定による組合の設立委員(信用事業実施組合等の設立委員を除く。)は、法第69条第2項又はこれを準用する規定により合併の認可を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合の定款及び事業計画

(解散の決議の認可申請)

第9条 組合は、法第68条第2項 _____ の規定又はこれ _____ を準用する規定により解散の決議の認可を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 財産目録、貸借対照表及び損益計算書

(3) 省略

(解散の届出)

第10条 組合は、法第68条第5項 _____ の規定又はこれ _____ を準用する規定により解散したときは、直ちに届出書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 財産目録、貸借対照表及び損益計算書

(2) 財産処分方法書

(3) 省略

(合併認可申請)

第11条 組合 _____
 _____ 又は法第70条第1項の規定による組合の設立委員 _____
 _____ は、法第69条第2項又はこれを準用する規定により合併の認可を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合の定款及び附属書役員選挙規程又は附属書役員選任規程並びに事業計画

書

(2) 合併しようとする各組合の合併を議決した総会（法第69条の2第1項に規定する場合にあつては、合併によつて消滅する組合の合併を議決した総会及び合併後存続する組合の合併を議決した総会又は理事会（法第34条の2第3項の組合にあつては、経営管理委員会））の議事録謄本、財産目録及び貸借対照表

(3)・(4) 省略

（組合員の請求権行使の場合の措置）

第17条 組合は、次に掲げる請求を受けたときは、直ちにその請求書の写に請求に対する処置方針を記載した書類を添えて報告しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 法第39条の4第1項の規定又はこれを準用する規定による理事の行為の差止めの請求

（一時役員職務を行うべき者の選任等の請求）

第18条 組合員その他の利害関係人は、法第43条第1項の規定又はこれを準用する規定により一時理事若しくは監事の職務を行うべき者の選任又は総会の招集を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 請求者が組合員その他の利害関係人であることを証する書面
(2) 請求理由書

2 組合員その他の利害関係人は、法第43条第3項の規定又はこれを準用する規定により一時代表理事の職務を行うべき者の選任を請求しようとするときは、請求書に前項各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

第19条 省略

第20条 省略

第21条 省略

第22条 省略

第23条 省略

書

(2) 合併しようとする各組合の合併を議決した総会

の議事録謄本、財産目録、貸借対照表及び

損益計算書

(3)・(4) 省略

（組合員の請求権行使の場合の措置）

第12条 組合は、次に掲げる請求を受けたときは、直ちにその請求書の写に請求に対する処置方針を記載した書類を添えて報告しなければならない。

(1)～(4) 省略

第13条 省略

第14条 省略

第15条 省略

第16条 省略

第17条 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第17号

愛媛県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年 3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

愛媛県宅地建物取引業法施行細則（昭和58年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後, 改正前. Row 1: (書類の経由) 第7条 法第19条第1項の規定、省令第14条の7第1項の規定並びに第4条第1項の表2の項、3の項、7の項、9の項及び10の項の規定により知事に提出する書類は、住所地を管轄する地方局長を経由しなければならない。 Row 2: (書類の経由) 第7条 法第19条第1項、省令第14条の7第1項及び第14条の7の2並びに第4条第1項の表2の項、3の項、7の項、9の項及び10の項の規定により知事に提出する書類は、住所地を管轄する地方局長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第447号

愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱（平成3年8月愛媛県告示第1288号）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年 3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（処理施設設置等の事前協議）</p> <p>第11条 法第15条第1項の規定による処理施設の設置の許可又は法第15条の2の6第1項の規定による処理施設の変更の許可を受けようとする者は、あらかじめ産業廃棄物処理施設設置等事前協議書（様式第3号）を知事に提出し、その旨を協議しなければならない。</p> <p>2～5 省略</p> <p>（不法投棄の防止対策）</p> <p>第13条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 処理業者は、排出事業者から受託した産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、法第14条第16項ただし書又は第14条の4第16項ただし書の規定により他の処理業者に再委託した場合において、当該再委託を受けた処理業者によって不法投棄をされたときは、当該再委託を受けた処理業者及び排出事業者と連携して、速やかに当該不法投棄をされた産業廃棄物の撤去及び投棄場所の原状回復に努めなければならない。</p>	<p>（処理施設設置等の事前協議）</p> <p>第11条 法第15条第1項の規定による処理施設の設置の許可又は法第15条の2の5第1項の規定による処理施設の変更の許可を受けようとする者は、あらかじめ産業廃棄物処理施設設置等事前協議書（様式第3号）を知事に提出し、その旨を協議しなければならない。</p> <p>2～5 省略</p> <p>（不法投棄の防止対策）</p> <p>第13条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 処理業者は、排出事業者から受託した産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、法第14条第14項ただし書又は第14条の4第14項ただし書の規定により他の処理業者に再委託した場合において、当該再委託を受けた処理業者によって不法投棄をされたときは、当該再委託を受けた処理業者及び排出事業者と連携して、速やかに当該不法投棄をされた産業廃棄物の撤去及び投棄場所の原状回復に努めなければならない。</p>

○愛媛県告示第448号

愛媛県産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度要綱（平成18年10月愛媛県告示第1582号）は、告示の日限り廃止する。

平成23年 3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第449号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第55条の規定により、次のとおり地方卸売市場の開設を許可した。

平成23年 3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	開設者の氏名又は名称	地 方 卸 売 市 場		取扱品目の部類
			所 在 地	名 称	
水市場第36号	平成23年 3月31日	松山市	松山市三津ふ頭1番地2	松山市公設水産地方卸売市場	水産物部

○愛媛県告示第450号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第1項の規定により、次のとおり地方卸売市場における卸売の業務の許可をした。

平成23年 3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	卸 売 業 者		卸売の業務を行う地方卸売市場の名称	取扱品目の部類
		住所又は所在地	氏名又は名称		
水卸第48号	平成23年 3月31日	松山市三津ふ頭1番地2	株式会社マツスイ	松山市公設水産地方卸売市場	水産物部
水卸第49号	平成23年 3月31日	松山市三津ふ頭1番地2	松山魚市場株式会社	松山市公設水産地方卸売市場	水産物部

○愛媛県告示第451号

愛媛県収入証紙をもって納付すべき使用料及び手数料の範囲（昭和39年3月愛媛県告示第283号）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年 3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
次のものを除く使用料及び手数料 1 使用料 (1)～(23) 省略 (24) 1件1万円以上のもの（産業技術研究所紙産業技術センター機器使用料、 <u>産業技術研究所窯業技術センター機器使用料及び農林水産研究所水産研究センターの検査に係る使用料</u> を除く。） 2 省略	次のものを除く使用料及び手数料 1 使用料 (1)～(23) 省略 (24) 1件1万円以上のもの（産業技術研究所紙産業技術センター機器使用料 <u>及び産業技術研究所窯業技術センター機器使用料</u> を除く。） 2 省略

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第1号

愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年 3月31日

愛媛県教育委員会

委員長 松 岡 義 勝

愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県教育職員の免許に関する規則（昭和37年愛媛県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																														
（単位の修得方法） 第5条 他の種類の免許状を取得する場合の単位の修得方法については、次の表（第1表から第19表まで）の定めるところによる。 第1表～第7表 省略 第8表	（単位の修得方法） 第5条 他の種類の免許状を取得する場合の単位の修得方法については、次の表（第1表から第19表まで）の定めるところによる。 第1表～第7表 省略 第8表																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">免許状授与の根拠</th> <th rowspan="2">受けようとする免許状の種類</th> <th rowspan="2">在職年数</th> <th rowspan="2">総単位数</th> <th colspan="2">教科に関する科目</th> <th colspan="2">教職に関する科目</th> <th rowspan="2">教科又は教職に関する科目 単位数</th> </tr> <tr> <th>単位数</th> <th>最低修得単位の配分</th> <th>単位数</th> <th>最低修得単位の配分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">29年改正法附則第8項</td> <td rowspan="2">高等学校教諭1種免許状</td> <td rowspan="2">省略</td> <td rowspan="2">11 85</td> <td rowspan="2">19</td> <td>第13表に</td> <td rowspan="2">省略</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>よる。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">省略</td> <td rowspan="2">21 35</td> <td rowspan="2">8</td> <td>同上</td> <td rowspan="2">省略</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	免許状授与の根拠	受けようとする免許状の種類	在職年数	総単位数	教科に関する科目		教職に関する科目		教科又は教職に関する科目 単位数	単位数	最低修得単位の配分	単位数	最低修得単位の配分	29年改正法附則第8項	高等学校教諭1種免許状	省略	11 85	19	第13表に	省略			よる。	省略	21 35	8	同上	省略				省略								<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">免許状授与の根拠</th> <th rowspan="2">受けようとする免許状の種類</th> <th rowspan="2">在職年数</th> <th rowspan="2">総単位数</th> <th colspan="2">教科に関する科目</th> <th colspan="2">教職に関する科目</th> <th rowspan="2">教科又は教職に関する科目 単位数</th> </tr> <tr> <th>単位数</th> <th>最低修得単位の配分</th> <th>単位数</th> <th>最低修得単位の配分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">29年改正法附則第8項</td> <td rowspan="2">高等学校教諭1種免許状</td> <td rowspan="2">省略</td> <td rowspan="2">11 85</td> <td rowspan="2">19</td> <td>同上</td> <td rowspan="2">省略</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">省略</td> <td rowspan="2">21 35</td> <td rowspan="2">8</td> <td>第13表に</td> <td rowspan="2">省略</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>よる。</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	免許状授与の根拠	受けようとする免許状の種類	在職年数	総単位数	教科に関する科目		教職に関する科目		教科又は教職に関する科目 単位数	単位数	最低修得単位の配分	単位数	最低修得単位の配分	29年改正法附則第8項	高等学校教諭1種免許状	省略	11 85	19	同上	省略				省略	21 35	8	第13表に	省略			よる。	省略							
免許状授与の根拠					受けようとする免許状の種類	在職年数	総単位数	教科に関する科目		教職に関する科目		教科又は教職に関する科目 単位数																																																																			
	単位数	最低修得単位の配分	単位数	最低修得単位の配分																																																																											
29年改正法附則第8項	高等学校教諭1種免許状	省略	11 85	19	第13表に	省略																																																																									
					よる。																																																																										
	省略	21 35	8	同上	省略																																																																										
省略																																																																															
免許状授与の根拠	受けようとする免許状の種類	在職年数	総単位数	教科に関する科目		教職に関する科目		教科又は教職に関する科目 単位数																																																																							
				単位数	最低修得単位の配分	単位数	最低修得単位の配分																																																																								
29年改正法附則第8項	高等学校教諭1種免許状	省略	11 85	19	同上	省略																																																																									
	省略	21 35	8	第13表に	省略																																																																										
				よる。																																																																											
省略																																																																															

法施行規則附則第34項（看護師養成施設3年制卒業者）	省略								
法施行規則附則第34項（看護師養成施設2年制卒業者）	高等学校教諭1種免許状	6	60	13	同上	省略			
	省略								
		9	45	10	同上	省略			
省略	省略								

第9表～第12表 省略

第13表

免許状の種類	免許教科	単位数	最低修得単位の配分	
			科目数	対象とする科目
省略				
高等学校教諭1種免許状	国語	14～19	省略	
		省略		
	地理歴史	15～19	省略	
		省略		
	公民	14～19	省略	
		省略		
	数学	16～19	省略	
		省略		
	理科	16～19	省略	
		省略		
	音楽	16～19	省略	
		省略		
	美術	15～19	省略	
		省略		
	工芸	15～19	省略	
		省略		
書道	15～19	省略		
	省略			
保健体育	16～19	省略		
	省略			

法施行規則附則第31項（看護師養成施設3年制卒業者）	省略								
法施行規則附則第31項（看護師養成施設2年制卒業者）	高等学校教諭1種免許状	6	60	13	法施行規則第5条に定めるところによる。	省略			
	省略								
		9	45	10	第13表による。	省略			
省略	省略								

第9表～第12表 省略

第13表

免許状の種類	免許教科	単位数	最低修得単位の配分	
			科目数	対象とする科目
省略				
高等学校教諭1種免許状	国語	14～18	省略	
		省略		
	地理歴史	15～18	省略	
		省略		
	公民	14～18	省略	
		省略		
	数学	16～18	省略	
		省略		
	理科	16～18	省略	
		省略		
	音楽	16～18	省略	
		省略		
	美術	15～18	省略	
		省略		
	工芸	15～18	省略	
		省略		
書道	15～18	省略		
	省略			
保健体育	16～18	省略		
	省略			

保健	14 ~ 19	省略	
	省略		
看護 又は 看護 実習	14 ~ 19	省略	
	省略		
家庭 又は 家庭 実習	17 ~ 19	省略	
	省略		
情報 又は 情報 実習	17 ~ 19	省略	
	省略		
農業 又は 農業 実習	3 ~ 19	省略	
工業 又は 工業 実習	3 ~ 19	省略	
商業 又は 商業 実習	3 ~ 19	省略	
水産 又は 水産 実習	3 ~ 19	省略	
福祉 又は 福祉 実習	18 ~ 19	6 科目 以上	法施行規則第 5 条の表福祉 の項第 2 欄に規定する教科 に関する科目
	15 ~ 17	5 科目 以上	同上
	12 ~ 14	4 科目 以上	同上
	9 ~ 11	省略	
	6 ~ 8	省略	
	3 ~ 5	省略	
商船 又は 商船 実習	3 ~ 19	省略	
職業 指導	14 ~ 19	省略	
	省略		

保健	14 ~ 18	省略	
	省略		
看護 又は 看護 実習	14 ~ 18	省略	
	省略		
家庭 又は 家庭 実習	17 ~ 18	省略	
	省略		
情報 又は 情報 実習	17 ~ 18	省略	
	省略		
農業 又は 農業 実習	3 ~ 18	省略	
工業 又は 工業 実習	3 ~ 18	省略	
商業 又は 商業 実習	3 ~ 18	省略	
水産 又は 水産 実習	3 ~ 18	省略	
福祉 又は 福祉 実習			
	16 ~ 18	4 科目 以上	法施行規則第 5 条の表福祉 の項第 2 欄に規定する教科 に関する科目
	12 ~ 15	省略	
	8 ~ 11	省略	
	3 ~ 7	省略	
商船 又は 商船 実習	3 ~ 18	省略	
職業 指導	14 ~ 18	省略	
	省略		

英語	15 ~ 19	省略	
	省略		
宗教	14 ~ 19	省略	
	省略		

第14表 ~ 第16表 省略

第17表

受けよ うとす る免許 状の種 類	単 位 数	最低修得単位数			
		教職の意 義等に関 する科目	教育の基 礎理論に 関する科 目	教育課程 及び指導 法に關す る科目	生徒指導、 教育相談及 び進路指導 等に関する 科目
高等学 校教諭 1種免 許状	24	8	6	4	
	23	8	6	4	
	22	7	5	3	
	21	7	5	3	
	20	6	5	3	
	19	6	4	3	
	18	6	4	3	
	17	5	4	2	
	16	5	4	2	
	15	5	3	2	
	14	4	3	2	
	13	4	3	2	
	12	省略			
	省略				

備考 省略

第18表・第19表 省略

2 ~ 4 省略

様式第9号（第6条、第6条の2、第9条、第10条関係） 身体に関する証明書

省略

注1 上記の項目のうち、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第13条第2項又は第3項の規定の適用があるとした場合に除かれる項目がある者にあつては、当該除かれる項目については、記入を要しない。

2 省略

英語	15 ~ 18	省略	
	省略		
宗教	14 ~ 18	省略	
	省略		

第14表 ~ 第16表 省略

第17表

受けよ うとす る免許 状の種 類	単 位 数	最低修得単位数			
		教職の意 義等に関 する科目	教育の基 礎理論に 関する科 目	教育課程 及び指導 法に關す る科目	生徒指導、 教育相談及 び進路指導 等に関する 科目
高等学 校教諭 1種免 許状					
	12	省略			
	省略				

備考 省略

第18表・第19表 省略

2 ~ 4 省略

様式第9号（第6条、第6条の2、第9条、第10条関係） 身体に関する証明書

省略

注1 上記の項目のうち、学校保健法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第10条第2項又は第3項の規定の適用があるとした場合に除かれる項目がある者にあつては、当該除かれる項目については、記入を要しない。

2 省略

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成23年3月31日において教育職員免許法（昭和24年法律第147号）別表第1備考5イに規定する認定課程を有する大学（次項において「課程認定大学」という。）の課程に在学する者で、当該大学を卒業するまでに、改正前の愛媛県教育職員の免許に関する規則（以下「旧規則」という。）第5条第13表に規定する福祉又は福祉実習の教科に関する科目の最低修得単位数を修得した者については、改正後の愛媛県教育職員の免許に関する規則（以下「新規則」という。）第5条第13表に規定する福祉又は福祉実習の教科に関する科目の最低修得単位数を修得した者とみなす。

3 平成23年4月1日以後に教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成22年文部科学省令第9号）附則第2条第2項に規定する課程認定大学に入学した者以外のものであって、平成26年3月31日までに、旧規則第5条第13表に規定する福祉又は福祉実習の教科につい

ての教科に関する科目の最低修得単位数を修得した者は、新規則第5条第13表に規定する福祉又は福祉実習の教科に関する科目の最低修得単位数を修得した者とみなす。

教育委員会告示

委員長 松 岡 義 勝

○愛媛県教育委員会告示第1号

指定する史跡

愛媛県文化財保護条例（昭和32年愛媛県条例第11号）第37条第1項の規定に基づき、次のとおり愛媛県指定史跡に指定する。

名 称	所 在 地	所 有 者
中津川洞穴遺跡	西予市城川町古市3273番地	西予市城川町古市 恵美須神社

平成23年 3月31日

愛媛県教育委員会

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 - 1109

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

平成23年 3月31日

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 0）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（超過勤務手当等）</p> <p>第13条の2 省略</p> <p>2～4 省略</p>	<p>（超過勤務手当等）</p> <p>第13条の2 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 条例第14条第4項の職員勤務時間等条例第11条第3項及び第4項の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。</p> <p>(1) 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を職員勤務時間等条例第11条第3項本文の規定の適用を受ける職員として勤務した者（人事委員会が定める職員を除く。）</p> <p>次に掲げる日</p> <p>ア 当該月における日曜日</p> <p>イ 当該月における週休日の振替（職員勤務時間等規則第12条第2項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。）により週休日に変更された日</p> <p>(2) 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を職員勤務時間等条例第11条第3項ただし書の規定の適用を受ける職員として勤務した者（当該月における週休日（同項ただし書の規定により週休日とされた日に限る。以下「原週休日」という。）の日数が当該月における日曜日の日数に満たない職員その他人事委員会が定める職員を除く。）</p> <p>次に掲げる日</p> <p>ア 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日</p> <p>(ア) 当該月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて4番目の原週休日までの間の原週休日</p> <p>(イ) 当該月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて5番目の原週休日までの間の原週休日</p> <p>イ 当該月における週休日の振替（職員勤務時間等規則第12条第2項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る</p>

5 省略

様式第2号(第20条関係) 超過勤務、休日勤務及び夜勤命令簿
省略

省略					
			: ~ : (時間 分)	勤務開始・ 終了時刻 省略	省略
			: ~ : (時間 分)	勤務開始・ 終了時刻 省略	省略
			: ~ : (時間 分)	勤務開始・ 終了時刻 省略	省略
			: ~ : (時間 分)	勤務開始・ 終了時刻 省略	省略
			: ~ : (時間 分)	勤務開始・ 終了時刻 省略	省略
			: ~ : (時間 分)	勤務開始・ 終了時刻 省略	省略
			: ~ : (時間 分)	勤務開始・ 終了時刻 省略	省略
			: ~ : (時間 分)	勤務開始・ 終了時刻 省略	省略
			: ~ : (時間 分)	勤務開始・ 終了時刻 省略	省略
			: ~ : (時間 分)	勤務開始・ 終了時刻 省略	省略
省略					

注 省略

日が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日であるものに限る。)により週休日に変更された日

(7) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて4番目の原週休日までの間の原週休日

(4) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて5番目の原週休日までの間の原週休日

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 前2号に掲げる職員との権衡を考慮して人事委員会が定める日

6 省略

様式第2号(第20条関係) 超過勤務、休日勤務及び夜勤命令簿
省略

省略					
			: ~ : (時間 分)	勤務時間・ 終了時刻 省略	省略
			: ~ : (時間 分)	勤務時間・ 終了時刻 省略	省略
			: ~ : (時間 分)	勤務時間・ 終了時刻 省略	省略
			: ~ : (時間 分)	勤務時間・ 終了時刻 省略	省略
			: ~ : (時間 分)	勤務時間・ 終了時刻 省略	省略
			: ~ : (時間 分)	勤務時間・ 終了時刻 省略	省略
			: ~ : (時間 分)	勤務時間・ 終了時刻 省略	省略
			: ~ : (時間 分)	勤務時間・ 終了時刻 省略	省略
			: ~ : (時間 分)	勤務時間・ 終了時刻 省略	省略
			: ~ : (時間 分)	勤務時間・ 終了時刻 省略	省略
省略					

注 省略

様式第3号(第20条関係) 給与減額簿

省略

省略

備考

- 1 省略
- 2 勤務1時間当たり給与額欄は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)第18条又は附則第17項の規定により算出した額を記載すること。この場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。
- 3 省略

様式第3号(第20条関係) 給与減額簿

省略

省略

備考

- 1 省略
- 2 勤務1時間当たり給与額欄は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)第18条_____の規定により算出した額を記載すること。この場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。
- 3 省略

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1110

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月31日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 204)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(次条において「再任用職員」という。)以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の83.5以上100分の135以下</u>(職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員(以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>100分の109.5以上100分の175以下</u>)</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の74以上100分の83.5未満</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の97以上100分の109.5未満</u>)</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の64.5</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の84.5</u>)</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の64.5未満</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の84.5未満</u>)</p> <p>2 前項第1号の場合において、当該職員(特定幹部職員を除く。)が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成績率は、<u>100分の135</u>とする。</p> <p>3 省略</p> <p>第14条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(次条において「再任用職員」という。)以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の81以上100分の130以下</u>(職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員(以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>100分の107以上100分の170以下</u>)</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の71.5以上100分の81未満</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の94.5以上100分の107未満</u>)</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の62</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の82</u>)</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の62</u>未満(特定幹部職員にあつては、<u>100分の82</u>未満)</p> <p>2 前項第1号の場合において、当該職員(特定幹部職員を除く。)が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成績率は、<u>100分の130</u>とする。</p> <p>3 省略</p> <p>第14条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督</p>

する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。

- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の32.5超（特定幹部職員にあつては、100分の42.5超）
- (2) 勤務成績が良好な職員 100分の32.5（特定幹部職員にあつては、100分の42.5）
- (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の32.5未満（特定幹部職員にあつては、100分の42.5未満）

2 省略

する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。

- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の30 超（特定幹部職員にあつては、100分の40 超）
- (2) 勤務成績が良好な職員 100分の30（特定幹部職員にあつては、100分の40）
- (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の30 未満（特定幹部職員にあつては、100分の40 未満）

2 省略

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1111

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月31日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 471）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後							改 正 前						
別表第1（第2条関係） 中学校・小学校教育職員給料表の適用を受ける者							別表第1（第2条関係） 中学校・小学校教育職員給料表の適用を受ける者						
職員 の区 分	職務の 級 号給	1 級	2 級		3 級	4 級	職員 の区 分	職務の 級 号給	1 級	2 級		3 級	4 級
		円	円	円	円	円			円	円	円	円	円
	1～4	<u>2,000</u>	<u>2,100</u>	<u>3,500</u>	<u>4,200</u>	<u>6,800</u>		1～4	<u>3,900</u>	<u>4,200</u>	<u>6,800</u>	<u>8,400</u>	<u>13,500</u>
	5～8	<u>2,000</u>	<u>2,300</u>	<u>3,700</u>	<u>4,400</u>	<u>6,900</u>		5～8	<u>4,100</u>	<u>4,500</u>	<u>7,400</u>	<u>8,800</u>	<u>13,800</u>
	9～12	<u>2,100</u>	<u>2,400</u>	<u>3,800</u>	<u>4,500</u>	<u>7,100</u>		9～12	<u>4,200</u>	<u>4,700</u>	<u>7,700</u>	<u>9,100</u>	<u>14,100</u>
	13～16	<u>2,200</u>	<u>2,500</u>	<u>4,000</u>	<u>4,900</u>	<u>7,200</u>		13～16	<u>4,400</u>	<u>5,000</u>	<u>7,900</u>	<u>9,800</u>	<u>14,400</u>
	17～20	<u>2,300</u>	<u>2,600</u>	<u>4,300</u>	<u>5,100</u>	<u>7,400</u>		17～20	<u>4,700</u>	<u>5,200</u>	<u>8,700</u>	<u>10,100</u>	<u>14,800</u>
	21～24	<u>2,400</u>	<u>2,800</u>	<u>4,500</u>	<u>5,200</u>	<u>7,500</u>		21～24	<u>4,900</u>	<u>5,500</u>	<u>9,000</u>	<u>10,400</u>	<u>15,100</u>
	25～28	<u>2,600</u>	<u>2,900</u>	<u>4,700</u>	<u>5,400</u>	<u>7,600</u>		25～28	<u>5,100</u>	<u>5,800</u>	<u>9,300</u>	<u>10,700</u>	<u>15,300</u>
	29～32	<u>2,700</u>	<u>3,000</u>	<u>4,900</u>	<u>5,500</u>	<u>7,700</u>		29～32	<u>5,400</u>	<u>6,000</u>	<u>9,900</u>	<u>11,100</u>	<u>15,500</u>
	33～36	<u>2,800</u>	<u>3,200</u>	<u>5,100</u>	<u>5,700</u>	<u>7,900</u>		33～36	<u>5,600</u>	<u>6,200</u>	<u>10,100</u>	<u>11,400</u>	<u>15,800</u>
	37～40	<u>2,900</u>	<u>3,300</u>	<u>5,300</u>	<u>5,900</u>	<u>8,000</u>		37～40	<u>5,800</u>	<u>6,600</u>	<u>10,700</u>	<u>11,700</u>	<u>15,900</u>
	41～44	<u>3,100</u>	<u>3,500</u>	<u>5,400</u>	<u>6,000</u>			41～44	<u>6,100</u>	<u>7,100</u>	<u>10,900</u>	<u>11,900</u>	
	45～48	<u>3,200</u>	<u>3,700</u>	<u>5,600</u>	<u>6,100</u>			45～48	<u>6,300</u>	<u>7,400</u>	<u>11,100</u>	<u>12,200</u>	
	49～52	<u>3,300</u>	<u>3,800</u>	<u>5,700</u>	<u>6,300</u>			49～52	<u>6,600</u>	<u>7,700</u>	<u>11,400</u>	<u>12,600</u>	
	53～56	<u>3,400</u>	<u>4,100</u>	<u>5,800</u>	<u>6,400</u>			53～56	<u>6,800</u>	<u>8,300</u>	<u>11,600</u>	<u>12,900</u>	
	57～60	<u>3,500</u>	<u>4,300</u>	<u>6,000</u>	<u>6,600</u>			57～60	<u>7,000</u>	<u>8,600</u>	<u>12,000</u>	<u>13,200</u>	
再任	61～64	<u>3,600</u>	<u>4,500</u>	<u>6,100</u>	<u>6,800</u>		再任	61～64	<u>7,200</u>	<u>8,900</u>	<u>12,200</u>	<u>13,500</u>	
用教	65～68	<u>3,700</u>	<u>4,800</u>	<u>6,300</u>	<u>6,900</u>		用教	65～68	<u>7,400</u>	<u>9,600</u>	<u>12,700</u>	<u>13,700</u>	
育職	69～72	<u>3,800</u>	<u>4,900</u>	<u>6,400</u>	<u>7,000</u>		育職	69～72	<u>7,700</u>	<u>9,900</u>	<u>12,900</u>	<u>14,000</u>	
員以	73～76	<u>3,900</u>	<u>5,100</u>	<u>6,500</u>	<u>7,100</u>		員以	73～76	<u>7,900</u>	<u>10,200</u>	<u>13,100</u>	<u>14,200</u>	

外の	77～80	4,000	5,300	6,700	7,200	
教育	81～84	4,100	5,400	6,800	7,300	
職員	85～88	4,100	5,500	6,900	7,400	
	89～92	4,200	5,600	6,900	7,500	
	93～96	4,300	5,800	7,000	7,500	
	97～100	4,400	5,900	7,200		
	101～104	4,400	6,100	7,200		
	105～108	4,500	6,200	7,200		
	109～112	4,500	6,300	7,300		
	113～116	4,600	6,400			
	117～120	4,700	6,500			
	121～124	4,700	6,600			
	125～128	4,800	6,700			
	129～132		6,800			
	133～136		6,900			
	137～140		6,900			
	141～144		6,900			
	145～148		7,000			
	149		7,100			
再任 用教 育職 員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

外の	77～80	8,100	10,500	13,400	14,400	
教育	81～84	8,200	10,800	13,600	14,600	
職員	85～88	8,400	11,100	13,700	14,800	
	89～92	8,500	11,400	13,900	14,900	
	93～96	8,700	11,600	14,100	15,100	
	97～100	8,800	11,800	14,300		
	101～104	9,000	12,200	14,400		
	105～108	9,100	12,400	14,400		
	109～112	9,200	12,600	14,500		
	113～116	9,200	12,900			
	117～120	9,400	13,100			
	121～124	9,500	13,300			
	125～128	9,600	13,400			
	129～132		13,600			
	133～136		13,700			
	137～140		13,900			
	141～144		14,000			
	145～148		14,100			
	149		14,100			
再任 用教 育職 員		6,300	7,700	8,900	10,100	12,900

別表第2 (第2条関係)

高等学校等教育職員給料表の適用を受ける者

職員 の区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級
		円	円	円	円
	1～4	2,000	2,500	5,100	6,800
	5～8	2,000	2,600	5,200	6,900
	9～12	2,100	2,800	5,400	7,100
	13～16	2,200	2,900	5,500	7,200
	17～20	2,300	3,000	5,700	7,400
	21～24	2,400	3,200	5,900	7,500
	25～28	2,600	3,300	6,000	7,600
	29～32	2,700	3,500	6,100	7,700
	33～36	2,800	3,700	6,300	7,900
	37～40	2,900	3,800	6,400	8,000
	41～44	3,100	4,100	6,600	
	45～48	3,200	4,300	6,800	
	49～52	3,300	4,500	6,900	
	53～56	3,400	4,800	7,000	
	57～60	3,500	4,900	7,100	

別表第2 (第2条関係)

高等学校等教育職員給料表の適用を受ける者

職員 の区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級
		円	円	円	円
	1～4	3,900	5,000	10,100	13,500
	5～8	4,100	5,200	10,400	13,800
	9～12	4,200	5,500	10,700	14,100
	13～16	4,400	5,800	11,100	14,400
	17～20	4,700	6,000	11,400	14,800
	21～24	4,900	6,200	11,700	15,100
	25～28	5,100	6,600	11,900	15,300
	29～32	5,400	7,100	12,200	15,500
	33～36	5,600	7,400	12,600	15,800
	37～40	5,800	7,700	12,900	15,900
	41～44	6,100	8,300	13,200	
	45～48	6,300	8,600	13,500	
	49～52	6,600	8,900	13,700	
	53～56	6,800	9,600	14,000	
	57～60	7,000	9,900	14,200	

再任	61～64	3,600	5,100	7,200		再任	61～64	7,200	10,200	14,400	
用教	65～68	3,700	5,300	7,300		用教	65～68	7,400	10,500	14,600	
育職	69～72	3,800	5,400	7,400		育職	69～72	7,700	10,800	14,800	
員以	73～76	3,900	5,500	7,500		員以	73～76	7,900	11,100	14,900	
外の	77～80	4,000	5,600	7,500		外の	77～80	8,100	11,400	15,100	
教育	81～84	4,100	5,800			教育	81～84	8,200	11,600		
職員	85～88	4,100	5,900			職員	85～88	8,400	11,800		
	89～92	4,200	6,100				89～92	8,500	12,200		
	93～96	4,300	6,200				93～96	8,700	12,400		
	97～100	4,400	6,300				97～100	8,800	12,600		
	101～104	4,400	6,400				101～104	9,000	12,900		
	105～108	4,500	6,500				105～108	9,100	13,100		
	109～112	4,500	6,600				109～112	9,200	13,300		
	113～116	4,600	6,700				113～116	9,200	13,400		
	117～120	4,700	6,800				117～120	9,400	13,600		
	121～124	4,700	6,900				121～124	9,500	13,700		
	125～128	4,800	6,900				125～128	9,600	13,900		
	129～132	4,900	6,900				129～132	9,700	14,000		
	133～136	4,900	7,000				133～136	9,800	14,100		
	137～140	4,900	7,100				137～140	9,900	14,100		
	141～144	5,000					141～144	9,900			
	145～148	5,100					145～148	10,100			
	149～152	5,100					149～152	10,200			
	153	5,100					153	10,300			
再任		3,200	3,800	5,100	6,400	再任		6,300	7,700	10,100	12,900
用教						用教					
育職						育職					
員						員					

附 則

この規則は、平成23年 4月 1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1112

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年 3月31日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則

(期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部改正)

第 1 条 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則 (愛媛県人事委員会規則 7 - 204) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(期末手当の支給を受ける職員)	(期末手当の支給を受ける職員)
第 2 条 職員給与と条例第 19 条第 1 項前段又は教育職員給与と条例第 19 条第 1 項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、それぞれこれらの項に規定する基準日 (以下「基準日」という。) に	第 2 条 職員給与と条例第 19 条第 1 項前段又は教育職員給与と条例第 19 条第 1 項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、それぞれこれらの項に規定する基準日 (以下「基準日」という。) に

員は、1週間の勤務日が3日以上と定められている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員であって、1年間の勤務日が121日以上と定められているものとする。

(条例第3条第3号イの人事委員会規則で定める場合)

第3条 条例第3条第3号イの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 条例第3条第3号イに規定する当該子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っている場合であって、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われないとき。

(2) 常態として条例第3条第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 当該子と同居しないこととなった場合

エ 8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

(育児休業等計画書)

第4条 条例第5条第4号又は第13条第5号に規定する育児休業等計画書の様式は、育児休業等計画書(様式第1号)とする。

(育児休業の承認の請求手続等)

第5条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書(様式第2号)により行い、条例第5条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月(条例第3条第3号に掲げる場合にあつては、2週間)前までに行うものとする。

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、非常勤職員が条例第5条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

(育児休業の期間の延長の請求手続等)

第6条 前条第1項及び第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第7条 省略

2 省略

3 第5条第2項本文の規定は、第1項の届出があつた場合について準用する。

(育児休業に伴う任期付職員の採用及び任期の更新)

第8条 省略

2 任命権者は、条例第8条の規定により職員の同意を得る場合には、当該職員に、任期を更新すること及びその更新する期間について承諾した文書を提出させるものとする。

(育児休業をしている職員の勤務した期間に相当する期間)

第9条 条例第9条第1項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき任命権者の承認があつた期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

(育児休業等計画書)

第2条 条例第4条第4号又は第12条第5号に規定する育児休業等計画書の様式は、育児休業等計画書(様式第1号)とする。

(育児休業の承認の請求手続等)

第3条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書(様式第2号)により

____、育児休業を始めようとする日の1月____前までに行うものとする。

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(育児休業の期間の延長の請求手続等)

第4条 前条____の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第5条 省略

2 省略

3 第3条第2項____の規定は、第1項の届出があつた場合について準用する。

(育児休業に伴う任期付職員の採用及び任期の更新)

第6条 省略

2 任命権者は、条例第7条の規定により職員の同意を得る場合には、当該職員に、任期を更新すること及びその更新する期間について承諾した文書を提出させるものとする。

(育児休業をしている職員の勤務した期間に相当する期間)

第7条 条例第8条第1項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき任命権者の承認があつた期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

(1)～(3) 省略

(条例第14条の人事委員会規則で定める日数及び時間)

第10条 条例第14条の人事委員会規則で定める日数は、12日とし、同条の人事委員会規則で定める時間は、16時間とする。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第11条 条例第15条の規定による育児短時間勤務承認請求書の様式は、育児短時間勤務承認請求書(様式第4号)とする。

2 第5条第2項本文の規定は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求があった場合について準用する。

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)

第12条 第7条の規定は、育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出について準用する。

(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の採用及び任期の更新)

第13条 第8条の規定は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の採用及び任期の更新について準用する。この場合において、同条第1項中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第6条第1項」とあるのは「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第18条第1項」と、同条第2項中「条例第8条」とあるのは「条例第20条において準用する条例第8条」と読み替えるものとする。

(条例第22条第2号イの人事委員会規則で定める非常勤職員)

第14条 条例第22条第2号イの人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上と定められている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員であって1年間の勤務日が121日以上と定められているもののうち、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。

(部分休業の承認の請求手続等)

第15条 省略

2 第5条第2項本文の規定は、部分休業の承認の請求があった場合について準用する。

(部分休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第16条 第7条の規定は、部分休業に係る子が死亡した場合等の届出について準用する。

様式第1号(第4条関係) 省略

様式第2号(第5条、様式第1号関係) 育児休業承認請求書

省略	
請求の内容	育児休業 育児休業期間の延長
	再度の育児休業 再度の育児休業期間の延長
	省略
省略	
配偶者	氏名
	育児休業の期間 年月日から年月日まで
備考	

注1・2 省略

3 特別の事情の欄は、再度の育児休業、再度の育児休業期間の延長又は非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業(職

(1)～(3) 省略

(条例第13条の人事委員会規則で定める日数及び時間)

第8条 条例第13条の人事委員会規則で定める日数は、12日とし、同条の人事委員会規則で定める時間は、16時間とする。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第9条 条例第14条の規定による育児短時間勤務承認請求書の様式は、育児短時間勤務承認請求書(様式第4号)とする。

2 第3条第2項の規定は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求があった場合について準用する。

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)

第10条 第5条の規定は、育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出について準用する。

(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の採用及び任期の更新)

第11条 第6条の規定は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の採用及び任期の更新について準用する。この場合において、同条第1項中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第6条第1項」とあるのは「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第18条第1項」と、同条第2項中「条例第7条」とあるのは「条例第19条において準用する条例第7条」と読み替えるものとする。

(部分休業の承認の請求手続等)

第12条 省略

2 第3条第2項の規定は、部分休業の承認の請求があった場合について準用する。

(部分休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第13条 第5条の規定は、部分休業に係る子が死亡した場合等の届出について準用する。

様式第1号(第2条関係) 省略

様式第2号(第3条、様式第1号関係) 育児休業承認請求書

省略	
請求の内容	育児休業 育児休業期間の延長
	再度の育児休業 育児休業期間の再度の延長
	省略
省略	
備考	

注1・2 省略

3 特別の事情の欄は、再度の育児休業又は育児休業期間の再度の延長

員の育児休業等に関する条例（平成4年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。）第3条第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。以下同じ。）が必要な特別の事情を記入すること。

4 非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業をしようとする場合にあっては、請求期間の欄及び請求に係る子について既に育児休業をした期間の欄のみ記入すること。

5 配偶者の欄は、非常勤職員が1歳2箇月までの子の育児休業（条例第3条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。）又は1歳6箇月までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。

6 備考の欄は、請求に係る子以外に3歳（非常勤職員にあっては、1歳、1歳2箇月又は1歳6箇月）に満たない子を養育する場合（条例第4条 _____ の規定による期間内に、職員（当該期間内に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第8条及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号）第9条に規定する休暇を出産日の翌日から同日を起算日とする8週間後の日までの間において取得した職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）にあってはその氏名、請求者との続柄及び生年月日を、請求に係る子が養子の場合にあっては養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合にあってはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び期間等を記入すること。

様式第3号（第7条関係） 省略

様式第4号（第11条、様式第1号関係） 省略

様式第5号（第15条関係） 省略

_____が必要な特別の事情を記入すること。

4 備考の欄は、請求に係る子以外に3歳 _____ に満たない子を養育する場合（職員の育児休業等に関する条例（平成4年愛媛県条例第2号）第3条の規定による期間内に、職員（当該期間内に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第8条及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号）第9条に規定する休暇を出産日の翌日から同日を起算日とする8週間後の日までの間において取得した職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）にあってはその氏名、請求者との続柄及び生年月日を、請求に係る子が養子の場合にあっては養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合にあってはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び期間等を記入すること。

様式第3号（第5条関係） 省略

様式第4号（第9条、様式第1号関係） 省略

様式第5号（第12条関係） 省略

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

県議会告示

○愛媛県議会告示第1号

愛媛県議会議員章はい用規程（昭和23年12月31日愛媛県議会告示）の一部を次のように改正し、平成23年4月30日から施行する。

平成23年3月31日

愛媛県議会議長 西原進平

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第3条 議員章は、これを交付する。ただし、紛失、破損等のため再交付を受ける場合は、その実費を弁償しなければならない。	第3条 議員章はこれを貸与する。但し _____ 紛失、破損等のため再交付を受ける場合はその _____ 実費を弁償しなければならない。